

基本計画

第 1 章 重点施策

第 2 章 基本計画



第1章 重点施策

1 重点施策の考え方

重点施策は、基本構想に掲げる将来都市像「ともにつくる 未来につなぐ 人と自然が輝くまち 魚津」を実現するため、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間に優先的に取り組む必要がある人口減少に対応した施策として位置づけました。

本市の長期的な人口見通しを示した魚津市人口ビジョンにおいては、2060（令和42）年には、「21,000人から24,000人程度まで人口が減少する」見込みを立てました。本市が将来にわたって活力あるまちを維持するためには、こうした人口減少を視野に入れた上で、持続可能な人口構造の構築を進めていくことが重要です。こうしたことから、魚津市人口ビジョンでは、人口減少に対応し、活力ある本市を今後も維持するため、これまでの取組を振り返り、今後は、**デジタルなどの新技術を徹底活用し**、「緩和」と「適応」の両面から総合的、**かつ重点的**に対策を推進します。

観 点 1	人口減少の進行の「 緩和 」	結婚や出産、子育ての希望をかなえるための環境の整備などをはじめとした自然減（死亡数が出生数を上回る状態）対策、若者や女性をはじめ、多様な人材を惹きつける地域づくりなど社会減（転出者数が転入者数を上回る状態）対策の両面から、粘り強く継続的に取り組み、人口減少のスピードを「緩和」する観点。	DXの推進 （デジタル技術等の徹底活用）
観 点 2	人口減少社会への「 適応 」	現在より少ない人口でも、一人一人が幸せを実感でき、心豊かに安心して住み続けられる地域を創るとともに、活力ある社会・経済を構築することにより、人口減少社会に「適応」する観点。	

これらの観点を踏まえ、「第3期総合戦略」では、4つの目標を位置づけました。**なお、次ページ以降で、各重点施策について、人口減少対策としての「緩和」と「適応」の観点における位置づけを示します。**

本計画においては、総合戦略と一体的に策定するとともに、「総合戦略＝重点施策」として位置づけることとします。

2. 重点施策内容

1 魅力あるしごとをつくりそだて、若者や女性にも働く場として選択されるまちにします

近年、本市では、男女ともに若年層（15～24歳）の市外への転出超過が見られ、県内比較した場合、特に女性の若年層（10～19歳）の転出超過が大きいことが確認されています。

高校生アンケート調査の結果では、住み続けたい・戻ってきたいと思えるまちにするために必要なこととして、「働きたい企業が増えること」の回答が3割を超えており、特に女性の回答率が高い傾向があったことから、人口減少対策のうち最も重点的に取り組むべきポイントとして、若者や女性からも選ばれる「魅力あるしごとの創出と醸成」が挙げられます。様々な分野や業種において新たな雇用を創出することができる環境づくりに取り組むとともに、安定した雇用を継続できるよう、地域の産業を多角的に支援し、民間と連携し、官民一体となり働く場として選ばれるまちにしていく必要があります。

また、少子高齢化による後継者不足の顕在化により、本市の豊かな自然を生かした第一次産業は、事業継続の観点から厳しさを増しています。担い手の育成等に取り組みつつ、多様化する市場ニーズにマッチした高付加価値な商品の開発や本市の歴史に根差したブランド化の推進など、多様な人材が活躍できるような働く場が必要です。

さらには、農林水産業や商工業をはじめとする様々な分野において、相互に付加価値を高め合い、安定した雇用を継続することと合わせ、デジタルなどを活用した生産効率を高める取組を支援し、若者や女性が希望を実現し、やりがいを感じながら働くことができる環境の整備を推進します。

重点施策名

施策3 多様な交流と連携の推進	緩和	適応
施策11 DXの推進	緩和	適応
施策24 農業の振興	緩和	適応
施策25 林業の振興	緩和	適応
施策26 水産業の振興	緩和	適応
施策27 工業・商業の振興	緩和	適応
施策28 雇用・労働環境の充実	緩和	適応

2 にぎわいの空間をつくり、魚津への新しいひとの流れをつくります

定住人口の減少に歯止めをかけることは、市の活力維持において、重要な役割を果たしますが、本市は人口減少の局面にあり、人口減少を食い止める特效薬を見出すことは困難な状況です。今後は、人口減少が続く事態を受け止め、社会・経済が機能する適応策を講じる必要があります。本市に、引き続き住み続けたいくなるような取組とともに、関係人口の創出・拡大を図り、魚津に居住せずともまちのにぎわいづくりに積極的に参加することができる環境整備に努めます。

また、これまでの移住・定住サポートに加え、ワーケーション等の柔軟な働き方の支援や二地域居住など柔軟で豊かな暮らし方の支援を強化しつつ、良好な住環境の維持にも努めます。

市民意識調査では、にぎわいの創出や新たな交流を生み出すために力を入れるべきこととして、「歴史・文化・自然等を生かした観光振興」が上位となっています。今後も、行政と市民、事業者などが、より一層、相互に連携を図りながら、魅力的な地域資源に磨きをかけ、その魅力を様々な媒体やツールを活用し、効果的に発信していくことにより、人の流れを促進するとともに、市民のまちへの愛着や誇りを高め、あらゆる場面で選ばれるまちとなるよう努めます。

観光振興においては、インバウンドの取組を強化するとともに、観光客のニーズを的確に把握し、来訪者の満足度向上と効果的な観光施策を展開します。それらの取組は、人々の交流を活性化させ、地域に経済効果をもたらし、新しいひとの流れを呼び込むきっかけとなる可能性があります。引き続き、観光産業の底上げという視点も含め、多様なステークホルダーを巻き込んだ効果的な取組を推進します。

重点施策名

施策3 多様な交流と連携の推進	緩和	適応
施策4 定住対策の充実	緩和	適応
施策11 DXの推進	緩和	適応
施策23 観光の振興	緩和	適応
施策29 うるおいと緑のあるまちの形成	緩和	適応
施策30 中心市街地のにぎわいの創出	緩和	適応
施策33 住宅対策の推進	緩和	適応

3 安心・安全な暮らしを守り、子どもを地域全体で育てるまちを目指します

人口増減の指標の一つである本市の社会増減率（各年齢：転入者数－転出者数／人口*100）をみると、県内比較した場合、0～19歳、30～49歳の社会増減率がマイナスで県内平均以下となっており、子育て世代の転出が多くなっている状況です。

人口の社会動態の減少幅を抑制するため、安心・安全なまちづくりと子どもを地域の宝として地域全体で育てる視点が重要となってきます。

市民意識調査結果では、今後、力を入れるべき施策として「災害に強いまちの形成」が35施策中4位となっていることから、安心・安全な暮らしを守る取組は、本市が選ばれるまちになるとともに、住み続けてもらえるまちとなる大切な基盤となります。この安心・安全な暮らしの基盤を生かしつつ、安心して子育てを行える環境整備を行うことにより、子ども達の健やかな成長につなげます。

また、妊娠・出産・子育てに係る経済的負担の軽減や、個々の家庭環境に応じたきめ細かいサポート体制の構築など、すべての人々の希望を叶える社会の実現を目指します。

さらには、国が進めるGIGAスクール構想や英語教育、プログラミング教育、ふるさとキャリア教育等により、教育の質を向上させ、児童生徒の確かな学力の育成に努めます。

重点施策名

施策4 定住対策の充実	緩和	適応
施策5 災害等危機管理体制の充実	緩和	適応
施策6 日常生活の安全確保	緩和	適応
施策11 DXの推進	緩和	適応
施策12 切れ目のない子育て支援の推進	緩和	適応
施策13 子育て環境の整備	緩和	適応
施策14 学校教育の充実	緩和	適応
施策31 災害に強いまちの形成	緩和	適応

4 活力ある地域をつくり、デジタル技術の活用等により持続可能なふるさと魚津を目指します

人口減少社会にあって、質の高い持続的な成長を伴う社会を将来世代に引き継いでいくためには、健全な行財政運営を基盤としつつ、本市に関わるすべての人・団体・事業者が一体となり、協働によって活力あるまちづくりを進めていくことが必要です。

この取組の実現に向け、まちづくりのあらゆる分野でデジタル技術の導入を加速させる必要があります。具体的には、行政手続きのオンライン化をはじめ、データ活用による効率的な行政運営や、地域課題解決のためのデジタル化の支援を図るなど、新たな社会基盤の形成に努めます。

加えて、すべての人がともに活動できる優しいまちづくりと持続可能な開発目標であるSDGsの考え方をまちづくりに取り入れ、デジタルを活用できる人材の確保・育成を図るなど、市民や事業者に対するサービスの利便性及び質の向上や、まちづくりにおける課題解決に努めます。今後の中・長期的な取組として、市民・事業者・行政のあらゆる主体が連携しながら、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた再生可能エネルギーへの転換や、豊かな自然資源の保全・活用などに継続的に取り組めます。

さらには、地域の持続可能性を高めることは市民一人一人の健康で心豊かな暮らしがあってこそであり、市民自らが健康づくり意識の向上を図り、互いに支え合いながら地域課題の解決に取り組むことが重要です。市民がふるさと魚津を愛し、誇りを持ち続けることができるよう、ふるさとの歴史文化や自然等を広く紹介し、市民あげての保存・継承・活用に向けた活動を強化します。

重点施策名

施策1 市民参画・協働の推進

緩和  適応

施策7 水と緑の保全と活用

緩和  適応

施策9 地球温暖化防止対策・循環型社会の構築

緩和  適応

施策10 持続可能な行財政経営の推進

緩和  適応

施策11 DXの推進

緩和  適応

施策15 生涯学習の推進

緩和  適応

施策19 地域で支えあう福祉社会の推進

緩和  適応

施策21 健康づくりの推進

緩和  適応

第2章 基本計画

基本計画の見方

政策1 市民参画・協働の推進

1 5年後の目指す姿
市民が主役となったまちづくりが進められています。

2 施策の現状

3 今後の課題

4 目指す姿の実現のための取組（基本事業）

4 ⑥人権の尊重と非核・平和
人権尊重の理念を普及啓発する活動や人権教育を推進するとともに、人権が恒久に平和であるよう非核・平和に対する意識向上を図ります。

5 ⑤施策を進めるための役割分担

6 ⑥施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 （令和3年度）	2024 （令和6年度）	2030 （令和12年度）
地方参事会委員等の委員の女性参事会員の割合	市民自治の主体性として、市民に参画する公職の女性参事会員を増やす。	1.4%	2.5%	10.0%
まちづくり関係員（市民参事会）の参事会員の割合	市民参事会（協働）について考えようとする市民の参事会員を増やす。	880人	1,353人	1,300人
公的な委員会、審議会等の女性委員の比率	女性により活躍できる環境づくりの推進のための比率40%を目指す。	27.8%	31.3%	40.0%
若年層（18歳以下）の参事会員の割合	参事会の活性化による多様な市民の参事会員を増やす。	1.9% (77名)	2.0% (79名)	2.2% (83名)
参事会と学校についての参事会員の割合	参事会との連携を進めるため、市内の小中学校での参事会員を増やす。	100%	100%	100%

① 5年後の目指す姿

施策を進めることで実現される5年後の本市の姿と各施策に対応したSDGsの17の目標を記載しています。

② 施策の現状

これまでの本市の取組の効果や現在実施している取組の現状を記載しています。

③ 今後の課題

これまでの取組や成果を踏まえ、今後5年間を見据え、解決すべき課題を記載しています。

④ 目指す姿の実現のための取組（基本事業）

「5年後の目指す姿」を実現するために必要な事業の名称と具体的な内容を記載しています。

⑤ 施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

5年後の目指す姿の実現と課題解決のために、行政として取り組むべき役割を記載しています。

市民・事業者ができること

5年後の目指す姿の実現に向けて、全員参加型でまちづくりを進めるため、市民、事業者に期待される行動を記載しています。

⑥ 施策の成果指標

「5年後の目指す姿」にどのくらい近づいているかを共有するため、施策の代表的な事業の進捗を記載しています。原則として、2021（令和3）年度を基準値とし、2030（令和12）年度の目標値を設定しています。

市民参画・協働の推進



5年後の目指す姿

市民が主役となったまちづくりが進められています。



施策の現状

- 多様化する地域のニーズを市民自らが解決できるよう、地域振興会（※）を中心としたまちづくり活動に対する支援に取り組んでいます。
- 市民参画・協働のまちづくりに向けた自治意識の醸成と、すべての人がお互いに認め合う意識づくりに取り組んでいます。
- 人権の尊重と、平和に対する意識向上に努めています。

今後の課題

- 地域振興会を中心とした市民主体の持続可能なまちづくりに対する支援及びリーダー的存在の発掘・育成と、長期的な視点にたった地域拠点施設の維持管理・整備が必要です。
- 市民一人一人が市政運営に参画する意識の向上と広い分野への参加の促進に取り組むとともに、あらゆる分野における男女共同参画意識の啓発を行うことが必要です。
- 市民が人権尊重の理念を正しく理解し、他人への思いやりの心を育むとともに、平和に対する意識を高める必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

①市民参画の環境づくり

コミュニティセンターの指定管理者制度導入・運用と地域振興会へのきめ細かな支援と助言を行うとともに、長期的な視点にたった地域拠点施設の整備に努めます。

主な事業

まちづくり交付金事業、コミュニティセンター管理費、地域拠点施設整備事業

②市民協働活動・男女共同参画の推進

市民主体のまちづくりを担う多様な主体への支援と市民参画・協働に向けた意識啓発を行うとともに、すべての人が互いを認め、尊重し合う社会を形成するため、男女共同参画意識の醸成に努めます。

主な事業

NPO・ボランティア活動促進事業、うおづまちづくりふれあい講座事業、男女共同参画推進事業、市民協働推進事業

※地域振興会：自治会及び地域活動団体の連携・協力により設立され、地域課題を自ら解決し、地域の特性を生かしたまちづくりに取り組む組織。

③人権の尊重と非核・平和

人権尊重の理念を普及啓発する活動や人権教育を推進するとともに、人類が恒久に平和であるよう非核・平和に対する意識向上を図ります。

主な事業

人権啓発事業、非核・平和事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 市民が主役となって活躍できる環境を整えます。
- ▶ 地域の課題解決に自ら取り組む各種団体の支援と、男女共同参画社会の実現を推進します。
- ▶ 人権の尊重と恒久平和のため、人権擁護と非核・平和事業を推進します。

市民・事業者ができること

- ▶ 世代を問わず、お互いに助け合い、地域の課題解決に主体的に取り組めます。
- ▶ 自らの長所を生かせる地域活動への積極的な参加と男女共同参画の目的を理解し実践します。
- ▶ 人権の大切さを理解し、平和な社会の一員となります。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
魚津市審議会等の委員のうち公募委員の割合	市民自治の主体者として、市政に参画する公募委員の割合 10%を目指す。	1.4%	2.5%	10.0%
まちづくりふれあい講座の年間延べ受講者数	市の事業や施策について共に考えようとする市民の数の増加を目指す。	880 人	1,353 人	1,300 人
公的な委員会、審議会等の女性委員の比率	女性がより活躍できる地域づくりの推進のため比率 40%を目指す。	27.8%	31.3%	40.0%
ボランティア団体・NPO 法人の団体数の人口割合	協働の主体となる多様な団体に支援を行いボランティア団体数の現状維持を目指す。	1.9% (77 団体)	2.0% (79 団体)	2.2% (85 団体)
戦争と平和についてのおはなし会の開催割合	平和への理解を深めるため、市内の全小中学校での開催維持を目指す。	85.7%	100%	100%

情報の発信と共有



5年後の目指す姿

市に関する情報が広く伝えられ、市民の声が市政に反映されています。



施策の現状

- 広報うおづ、市ホームページ、SNS、ケーブルテレビ等のメディア等、様々な手段を活用し、市政に関する情報及び市の魅力を発信しています。
- タウンミーティングや市長への手紙などを通じて市民から直接意見・要望を聴く機会に加え、様々な機会やツールを利用して幅広い方々から意見・要望を聴いています。
- 行政の透明性・信頼性の向上を図るため、市が保有する情報の公開や市政運営に関する情報の提供に努めています。
- 個人情報に適切に管理し、個人情報への不正なアクセスや漏えい、滅失、毀損等を防止し、セキュリティの確保に努めています。

今後の課題

- 市民が市政に関心を示し、市政への参画意欲が高まるよう、市政に関する情報の発信を行うことが必要です。
- 定住・関係人口の増加を図るため、市の魅力を市内外に発信することが必要です。
- 市民の意見や要望を積極的に聴く機会を増やし、必要とされる行政サービスを把握する必要があります。
- 市民主体のまちづくりや行政の効率化を推進するため、個人情報保護などに配慮しつつ、市が保有する情報を公開するとともに、市政運営に関する情報についても積極的に提供していく必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

① シティプロモーションの充実

市が有する様々な地域資源等や魅力を市内外へ発信するシティプロモーションの取組を推進し、シビックプライドの向上と定住・関係人口の増加を図ります。

主な事業

シティプロモーション事業、SNS広報事業、定住促進事業、関係人口創出・拡大事業

② 広報の充実

市民が市政に興味を持ち、市政への参加意欲が高まるよう、広報うおづ、市ホームページ、SNS、ケーブルテレビ等で市民へ情報発信する際は、正確で分かりやすい情報を速やかに提供します。

主な事業

広報うおづ発行事業、SNS・ラジオ・テレビ広報事業、インターネットホームページ事業

③広聴の充実

市民の声を市政に反映させるため、タウンミーティングや各種団体との意見交換、市長への手紙や市民アンケート調査の実施など、様々な機会を通じて市民からの意見、要望を積極的に聴取します。

主な事業

市長のタウンミーティング事業、市民意識調査事業

④情報公開の推進と個人情報の保護

行政の透明性・信頼性の向上を図るため、行政文書の開示など、情報公開の総合的な推進に努めます。また、市が保有する個人情報を保護するため、情報管理体制を強化し適正に取り扱います。

主な事業

情報公開制度運営事務、個人情報保護制度運営事務、情報セキュリティ対策事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 市政に関する情報と本市の魅力を積極的に発信します。
- ▶ 様々な機会を通じて市民の声を聴き、市政に反映します。
- ▶ 情報公開の総合的な推進と個人情報の適正な管理に努めます。

市民・事業者ができること

- ▶ 積極的に市の地域資源や魅力の情報発信に協力します。
- ▶ 様々な機会を通じて、積極的に市政への提案を行います。
- ▶ 市政に対する理解と関心を深めます。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
市公式SNSフォロー 一数(年度末数値)	市の魅力の発信による本市に関心を持った人数(市公式SNS(Facebook・X・Instagram・YouTube)のフォロー一数)の増加を目指す。	数値無し	9,345人	14,000人
市公式LINE友達登 録者数(年度末の数 値)	市政に関する情報発信による市政に関心を持った人数(市公式LINEの友達登録者数)の増加を目指す。	10,393人	14,002人	21,000人
市ホームページの開 覧件数(累計)	市政に関心を持った人数(市ホームページの閲覧数)の増加を目指す。	数値無し	486,675件	1,700,000件
市長への手紙の受理 件数	市政に関心を持ち、市政に参画する人(市長への手紙の受理件数)の増加を目指す。	172件	102件	170件
情報公開及び個人情 報の開示請求に対す る開示決定の割合	情報公開及び個人情報保護に関する開示請求に応えられる実施体制の維持を目指す。(開示件数/請求件数)	87.5% (開示件数7件 /請求件数8件)	100.0% (開示件数23件 /請求件数23件)	100.0% (開示件数-件 /請求件数-件)

多様な交流と連携の推進



5年後の目指す姿

様々な主体による多様なパートナーシップが生まれ、
多くの知見に基づくまちづくりが進んでいます。



施策の現状

- 全国に発信できるスポーツや芸術文化などのイベントと市民や地域レベルでの国際交流サロンの開催により、関係人口・交流人口の拡大に努めています。
- テレワークやワーケーション（※）など新しい働き方やライフスタイルの変化により、都市部在住の方の地方への人流が活発になるなか、新たな魚津ファンの獲得に取り組んでいます。
- 企業・大学等の協働により、様々な包括連携協定を締結し、地域の活性化とより良い行政サービスの提供に向けて課題解決に取り組んでいます。

今後の課題

- 豊かな地域資源を活用した体験型・滞在型メニューの充実や国際化の進展により外国人が安心して過ごせる環境を整備することにより多様な交流を推進することが必要です。
- 多様なニーズに応じた求心力の高い取組を仕掛けることにより、継続的に本市に関わる魚津ファンの間口を広げる必要があります。
- 多様化する住民ニーズに対応するため、企業・大学や地域団体等との連携により、地域課題の解決とより良い行政サービスの提供に努めることが必要です。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

① 関係人口・交流人口の拡大

各種コンベンションの誘致やスポーツや芸術文化のイベントの開催に対する支援を行い、市外からの来訪者や観光客をはじめとする交流人口の増加に取り組むとともに、地域経済への貢献や地域の担い手確保につながるような関係人口の拡大に努めます。

主な事業

コンベンション開催事業、国際交流推進事業、ふるさと納税推進事業、関係人口創出・拡大事業、ふるさとワーキングホリデー推進事業

※ワーケーション：ワーク（仕事）とバケーション（休暇）を組み合わせた欧米発の造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や居住地から離れ、リゾート地などの地域で普段の仕事を継続しながら、その地域ならではの活動を行うもの。

②産官学連携の推進

課題解決や市の活性化のために企業や大学等との連携事業に取り組みます。

主な事業

官民連携事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ スポーツや芸術文化の各種イベントへの参加者と市民・企業が多様な交流が行えるよう支援します。
- ▶ 企業・大学や地域団体等との協働を進め、協定締結や連携により、地域課題の解決に努めます。

市民・事業者ができること

- ▶ 来訪者や観光客に対し、おもてなしの心で接し、各種イベントをサポートします。
- ▶ 企業・大学や地域団体等との連携事業に積極的に参画し、地域課題の解決に努めます。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
観光客入込数(暦年)	観光資源の磨き上げによる観光誘客を進め、年間2%増を目指す。	923 千人	1,315 千人 (基準値)	1,480 千人
国際交流イベント参加者数	多文化共生の意識を醸成するため、国際交流イベント参加者数の増加を目指す。	53 人	54 人	70 人
ふるさと納税の件数	返礼品の充実や寄附の活用報告等を充実させ寄附者との信頼関係を構築し40,000 件を目指す。	11,684 件	13,921 件	40,000 件
関係人口創出・拡大事業の県外在住参加者数	市が抱える地域課題に対して解決策を見出し、地域に愛着を持つ人材の増加を目指す。	64 人	318 人	350 人
企業・学校・団体等との協働による事業数	各種団体と連携しながら市の課題解決や活性化のための事業の実施を目指す。	41 件	66 件	100 件

定住対策の充実



5年後の目指す姿

人と人のつながりを大切にした
力強く輝くまちで市民が生活しています。



施策の現状

- ふるさとキャリア教育の実施や地域資源を活用したイベントの開催を通じて、魚津の魅力を再発見してもらおうとともに、住み続けたいまちづくりに取り組んでいます。
- 様々な手法により、女性の視点から見た魚津の魅力を発信するとともに、子育て支援に取り組んでいます。
- 転入者や市外在住者を対象とした住宅取得支援に努め、定住人口の拡大に取り組んでいます。

今後の課題

- 市民に魚津の魅力を再発見してもらい、人と人のつながりを感じてもらうことにより、魚津ファンを増やし定住人口を拡大させる必要があります。
- 結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援と地域で子育てを支え、守っていく仕組みを作る必要があります。
- 定住人口が増加するよう、転入者や市外在住者への住宅取得支援制度の充実を図る必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

①定住人口の拡大

ふるさとキャリア教育、地域資源を活用した賑わい創出のイベント等の実施により、魚津ファンを増やし、転入者をはじめ新婚・子育て世帯を中心とする若者に対する支援策を強化し、定住人口の拡大に努めます。

主な事業

ふるさとキャリア教育推進事業、地域おこし協力隊事業、定住・交流促進事業

②若者が住みたくなるまちづくりの推進

あらゆる人が結婚や子育てに対して積極的に行動できるよう、出産・育児にやさしい企業の育成や独身者が交流しやすい環境づくりに取り組みます。

主な事業

男女共同参画推進事業、婚活支援事業

③住宅対策の推進

転入者や市外在住者に対し、魚津に住んでももらえるきっかけとなる住宅取得支援に取り組みます。

主な事業

子育て新婚世帯住宅取得支援事業、居住誘導区域住宅取得支援事業、居住誘導区域住宅団地造成支援事業、木造住宅耐震改修支援事業、住宅関連情報提供事業、空家対策支援事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 豊かな自然や人と人のつながりを生かした誰もが住みたくなるまちづくりに取り組みます。
- ▶ 販わい創出や子育て支援など若者が住み続けたくなるまちづくりに取り組みます。
- ▶ 定住者を増加させるため、転入者や市外在住者に対する各種住宅対策に取り組みます。

市民・事業者ができること

- ▶ ふるさと魚津に愛着と誇りを持ち、その魅力を内外に発信します。
- ▶ 地域の活性化や子どもたちがのびやかに育つ環境整備に努め、地域力の向上を図ります。
- ▶ 遊休資産(空家・空地)を活用した住環境整備に努めます。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
人口動態における社会増減数	魅力あるまちづくりを継続し、社会増を目指す。(※)	△167人	△194人	±0人
県外からの移住者数	人口減少対策事業を推進し、県外からの移住者の増加を目指す。	41人	54人	70人
イクボス宣言をしている行政、企業等の団体数	市民のワークライフバランスを推進するため、イクボス宣言事業所数の増加を目指す。	16団体	22団体	50団体
転入世帯のうち住宅支援事業により転入した世帯の割合	定住人口拡大のための住宅施策の充実により転入世帯の増加を目指す。	2.3%	2.2%	3.0%

※ 社会増：ある地域で、期間内の転入者数が転出者数を上回ったことによる人口の増加のこと。

災害等危機管理体制の充実



5年後の目指す姿

災害や火災のほか、新たな危機の発生時に
迅速・的確な対応ができています。



施策の現状

- 防災に関する様々な情報について、防災行政無線、ケーブルテレビ、メール配信等による迅速な周知・伝達に努めています。
- 災害時における高齢者等の避難を支援するため、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、個別避難計画の策定を進めています。
- 自主防災組織等の地域住民と連携し、迅速な避難所開設と適切な避難所運営ができる体制づくりに努めています。

今後の課題

- 防災情報について、多様な情報伝達手段による、迅速かつ確実な伝達が求められます。
- 自然災害はもとより、新型コロナウイルス等の新たな危機が発生した場合に、迅速かつ的確な対応・対策が求められます。
- 災害発生時等における避難行動に配慮を要する高齢者等について、個別に支援できる体制整備が必要です。
- 避難者の心身の健康が保持されるよう、感染症対策も踏まえた避難所の環境整備や備蓄品の確保が必要です。
- 自助（自分の身は自分で守る）及び共助（近隣住民が互いに助け合う）の意識向上を図る取組を継続し、地域防災力の向上につなげることが必要です。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

① 危機管理体制の整備

自然災害、新型コロナウイルス等に関する正確な情報を迅速かつ確実に伝達できる体制を構築します。また、発災時の避難所開設体制を整えるとともに、必要な備蓄品を確保・整備します。

主な事業

災害備蓄用品整備事業、防災情報配信事業

②地域防災力の向上

災害発生時における自助、共助の防災意識の向上を図ります。地域を守る自主防災組織の強化による地域防災力の向上を図ります。

主な事業

防災啓発事業、自主防災組織育成・支援事業

③消防体制の充実

広域消防（富山県東部消防組合）の機能充実を支援します。また、消防団員の確保及び消防活動に必要な施設整備により、消防団活動を強化します。

主な事業

広域消防推進事業、消防施設等整備事業、非常備消防一般管理事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 自然災害、新型コロナウイルス等に関する情報を正確・迅速に伝達できる体制を構築します。
- ▶ 新たな危機に備えた体制を整備し、感染症等を踏まえた防災対策に取り組みます。
- ▶ 市民の防災に対する意識を高めるための啓発活動を行います。
- ▶ 自主防災組織を強化するために必要な支援を行います。

市民・事業者ができること

- ▶ 災害の危険性に関する情報を自ら積極的に収集し、速やかな避難を心がけます。
- ▶ 感染症の拡大を防止するため、新しい生活様式の実践を徹底します。
- ▶ 防災ハザードマップを活用し、災害リスクの確認や避難場所、経路等を日頃から家庭や地域で話し合います。
- ▶ 地域の自主防災組織や消防団活動に積極的に協力・参加します。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
緊急情報を正確・迅速に伝達できる市民の割合	防災等に関する緊急情報を電子メール、SNS等により正確・迅速に伝達できる市民割合100%を目指す。	9.3%	37.2%	100%
避難所運営計画作成済み 自主防災組織の割合	地域防災力強化のため、全13地区自主防災組織の計画策定を目指す。	30.8%	38.5%	100%
個別避難計画の作成率	個別避難計画作成を希望された方全ての計画作成を目指す。	82.2%	85.7%	100%
各地区消防団の分団員充足率	地域の消防体制強化のため、全地区分団員の定数に対する充足率100%を目指す。	89.1%	84.4%	100%

日常生活の安全確保



5年後の目指す姿 安全で住みよい地域社会が実現し、市民が安心して生活を送っています。



施策の現状

- 生活道路や通学路等において、交通事故防止のための交通安全施設の設置や既存施設の修繕を行うとともに、広報活動を実施し、交通安全意識の向上を図っています。
- 防犯灯の設置や修繕及び防犯カメラの設置を行うとともに、防犯協会（地区防犯組合）、警察などと連携し、防犯パトロールや被害防止啓発活動を行っています。
- 消費生活相談等への相談体制を整え、消費者保護に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、消費者保護対策に取り組んでいます。
- 犯罪被害者等を支援する体制を整え、犯罪被害者等への支援について、市広報等で情報提供し、啓発に取り組んでいます。

今後の課題

- 高齢者とこどもの交通事故被害が多いことから、交通安全意識の啓発に取り組むとともに、地域ぐるみで交通安全対策に努める必要があります。
- 犯罪を未然に防ぐため、防犯カメラ等防犯設備を整備するとともに、各地区防犯組合と連携し、自主防犯パトロールなどを実施する必要があります。
- 複雑・多様化する消費生活トラブルについて、消費者保護対策を推進する必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

①安全な交通環境の充実

交通安全に対する意識啓発活動に努め、通学路等交通の安全を確保する必要がある道路を中心に、安全な交通環境を構築します。

| 主な事業 |

交通安全対策事業、交通安全施設維持整備事業

②防犯対策の推進

市民の安全確保のため、防犯協会（地区防犯組合）、警察などの関係機関と一体になった防犯活動を推進し、防犯対策設備を整備します。

| 主な事業 |

防犯対策事業、防犯対策施設維持整備事業

③相談体制の充実

消費生活相談に対応するとともに、関係機関と連携を図り、啓発活動、情報提供に努め、消費者保護対策を推進します。また、犯罪被害者の相談体制の充実に努めます。

主な事業

市民相談・消費生活相談事業、犯罪被害者等支援事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 交通安全設備の整備を行います。
- ▶ 市民に対する交通安全教育や意識啓発活動を行います。
- ▶ 防犯対策設備を整備するとともに、防犯協会をはじめとした防犯組織の強化及び活動の充実、市民の防犯意識啓発活動を行います。
- ▶ 消費者保護のための相談体制整備と消費生活等に関する啓発活動を行います。
- ▶ 犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報提供や関係機関との連絡調整を行います。

市民・事業者ができること

- ▶ 交通法規を遵守し、交通事故防止に努めます。
- ▶ 犯罪に遭わないよう、「カギかけ」などの防犯対策を徹底します。
- ▶ 地域ぐるみで交通安全や防犯活動を行います。
- ▶ 市民自らが正しい知識を身につけ、消費トラブル等に巻き込まれないようにします。
- ▶ 犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生じないよう十分配慮します。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
交通事故発生件数(※)	交通安全対策を強化し、毎年4件減を目指す。	53件	38件	17件
交通事故死亡件数(※)	交通安全対策を強化し、毎年「0」を目指す。	2件	1件	0件
通学路安全対策箇所数	安全対策を推進し、規模の大きい通学路安全対策箇所を2年間で1箇所完成を目指す。	3箇所	4箇所	8箇所
刑法犯発生件数(※)	防犯対策を強化し、毎年2件減を目指す。	129件	172件	110件
凶悪犯罪の発生件数(※) (殺人、強盗、放火、強姦)	防犯対策を実施し、毎年「0」を目指す。	1件	0件	0件
消費生活相談の解決率 (他機関送致を含む)	相談内容が複雑多様化する中、現在の高い相談解決率の維持を目指す。	100%	100%	100%

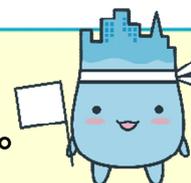
※各年1月1日～12月31日の件数

水と緑の保全と活用



5年後の目指す姿

豊かな自然を体験できる自然環境が保全されています。



施策の現状

- 植物、地質、気象や生物に関する調査研究や休耕田等を利用した地下水涵養事業をはじめとする水資源調査研究を行っています。
- 僧ヶ岳県立自然公園内の林業施設、松倉城跡県定公園、片貝県定公園等の維持管理や里山再生整備を行っています。
- 企業・団体等による環境美化・保全活動を紹介するとともに、市民の環境保全に関する意識の啓発に努めています。

今後の課題

- 宅地化の進行や地球温暖化による生態系への影響が懸念されるため、自然公園や自然環境保全地域等の適正な保護・管理等生態系のバランスを保つための取組が必要です。
- 市民や訪れた人々が、本市特有の水循環遺産や自然公園などを訪れ、親しみ、学ぶことで、保全について考える機会を増やしていくことが必要です。
- 手入れ不足となっている里山が多く、野生鳥獣による農作物被害の一因になっていることから、里山再生整備、みどりの森再生等を引き続き実施していく必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

①水循環・生態系等の保全

適正な里山・森林整備により、本市特有の水循環を保全するとともに、野生生物や生態系の保全を進め、生物多様性を確保します。

主な事業

水と緑の森づくり事業、魚津の水循環周知啓発事業

②豊かな自然の活用の推進

立山黒部ジオパークをはじめとした豊かな自然環境を活用し、自然環境の大切さを学び、その価値を認め、豊かな環境の恵みを活用するとともに、市民等が協働して保全活動を行う仕組みや体制づくりを推進します。

主な事業

環境保全啓発事業、県立・県定公園施設維持管理、魚津の水循環周知啓発事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 森林の保全など生態系のバランスを保つための施策を行います。
- ▶ 水と緑の保全のための啓発を行います。
- ▶ 豊かな水と緑の恵みを産業や観光に生かします。

市民・事業者ができること

- ▶ 「魚津の水循環」と生物多様性について学びます。
- ▶ 水と緑を守る活動に参加し、協力をします。
- ▶ 豊かな水と緑の恵みを体感し、自ら情報発信します。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
地下水涵養事業実施面積	水資源を確保するための地下水涵養面積の拡大を目指す。	3.96ha	3.98 ha	5ha
森林整備面積	適正な間伐等を行い、2021(令和3)年度実績値水準を目指す。	157.3ha	121.7ha	157ha
片貝山ノ守キャンプ場利用者数	自然を体感できるイベント等の実施により利用者数の増加を目指す。	7,183 人	7,945 人	11,200 人
「水の学び舎」「緑の学び舎」参加者数	自然の大切さを学ぶ機会を増やし、参加者数増を目指す。	46 人	95 人	180 人

快適な生活環境の保全



5年後の目指す姿

公害のない安全で快適な生活環境が維持され、
まちの美観が保たれています。



施策の現状

- 事業所の排水検査、河川水質調査、地下水水質調査、自動車騒音常時監視調査等を実施し、環境基準等が守られ、生活環境が良好に保たれているかを確認しています。
- 魚津市空家等対策の推進に関する条例に基づき、「魚津市空家等対策計画」を策定し、空家対策に取り組み、付近住民が安心できる環境を整備しています。

今後の課題

- 公害が発生すると、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあるので、環境の状況を把握し注視していく必要があります。
- 日常生活に密着した悪臭、近隣騒音、生活排水による水質汚濁、害虫被害など近隣公害が増加しており、市民一人一人が周囲の環境に対する意識を高めていくことが必要です。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

①快適な住環境の整備

大気汚染、水質汚染、騒音などを監視し、衛生的な住環境を整えるとともに、空家・空地対策等を進め、快適な生活環境をつくります。

主な事業

公害防止対策事業、空家対策支援事業

②環境美化・保全活動の推進

市民や事業者が主体的、自主的に快適な生活環境や美しい景観を保全するための取組が行われるよう啓発します。

主な事業

環境保全活動推進事業、環境保全啓発事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 環境監視体制の充実、指導、パトロールの強化と環境保全や啓発活動を行います。
- ▶ 空家等の予防の促進、適正な管理の喚起や利活用の推進を行います。

市民・事業者ができること

- ▶ 環境問題に配慮し、近隣の迷惑にならないように悪臭、騒音、害虫の発生などに留意します。
- ▶ 空家等の管理を適切に行います。
- ▶ 地域住民が協力して、美しい街並みを維持します。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
典型7公害の苦情受付件数(大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌、地盤)	公害への監視を強化することで、苦情受付件数の減を目指す。	27件	18件	13件
河川の水質調査結果が環境基準を達成している割合	工場や生活排水による水質汚濁等がないよう監視することで、環境基準の100%達成を目指す。	100%	100%	100%
管理不足な空家数(魚津市空家実態調査)	予防の促進、適正な管理の喚起及び利活用の推進により、管理不足な空家数の10%減少を目指す。	270戸	241戸 (基準値)	216戸
ボランティア清掃件数(市へのごみ収集依頼件数)	地域住民の環境美化意識を高め、ボランティア清掃の実施件数の増を目指す。	198件	201件	250件

地球温暖化防止対策・ 循環型社会の構築



5年後の目指す姿

地球温暖化防止対策やごみの適正処理・減量化
及び資源物の再利用が進んでいます。



施策の現状

- 「地球温暖化防止魚津市役所実行計画」に基き地球温暖化防止対策事業を実施するとともに、「グリーン購入調達方針」に沿った環境に配慮した物品調達等に努めています。
- 地元住民の要望を聴きながら、市民バスやオンデマンド交通の利用促進に向けた対策を実施しています。

今後の課題

- 地球温暖化防止対策として二酸化炭素の大幅な削減をはじめ、「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、省エネルギー化や再生可能エネルギーへの転換、森林の保全や整備に市が率先して取り組まなければなりません。
- 再利用できるものがごみとして排出されたり、過剰包装などにより多くのごみが排出されているため、ごみの減量化に向けて4R活動（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）の推進を図る必要があります。
- 不適正なごみ処理に起因する処理施設火災等の発生や、富山湾沿岸への海洋ごみ流出・不法投棄が問題となっているため、ごみを適正に分別処理するよう啓発活動を行う必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

① 温室効果ガス削減対策

省エネルギー意識の向上と対策を促進し、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、森林の保全・整備及び公共交通の利用促進を図ります。

主な事業

地球温暖化対策実行計画推進事業、公共交通対策事業、水と緑の森づくり事業、ゼロカーボンシティ推進事業

② 廃棄物の適正処理・4R活動の推進

廃棄物の分別の徹底を図り、ごみの減量化と適正処理及び資源物の回収とリサイクルの推進に努めます。

主な事業

一般廃棄物収集運搬事業、資源物収集運搬事業、資源物集団回収推進事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 省エネルギーの取組推進の啓発や支援を行うとともに、公共施設の省エネルギー化、創エネルギー化に率先して取り組みます。
- ▶ 4R活動が全家庭に浸透し実践されるよう、普及啓発活動を行います。
- ▶ 効率的かつ適正にごみの収集・運搬・処理を行うとともに、資源物が効率的かつ適切に回収されるよう収集・運搬体制等を整備します。
- ▶ 公共交通機関の利便性向上と利用のPRに取り組みます。

市民・事業者ができること

- ▶ 低炭素社会の形成に向けた生活様式や環境に配慮した行動を行います。
- ▶ 適正なごみの分別を行います。
- ▶ 積極的に鉄道やバスなど公共交通機関を利用します。
- ▶ 4R活動に取り組みます。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
市管理施設のCO ₂ 排出量	省エネルギー化を推進することで、令和6年度実績値から毎年前年比5%程度の減少を目指す。	7,486t-CO ₂	7,106t-CO ₂	5,428t-CO ₂
市民一人当たりの市民バス利用回数(市民バス利用者数)	CO ₂ 排出量削減に向け、利用者数の維持を目指す。	2.93回 (118,421人)	4.55回 (174,923人)	4.88回(※) (175,000人)
市民一人1日当たりのごみ排出量	ごみの減量化と適正処理を推進することで、毎年前年比1%減を目指す。	827.0g	800g	750g
資源化率	ごみの適正処理とリサイクルを推進することで、資源化率の増加を目指す。	18.8%	18.6%	20.0%

※2030(令和12)年度の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値(35,872人)としている。

持続可能な行財政経営の推進



5年後の目指す姿

適正な基金残高を確保し、
持続可能な行財政経営を確立しています。



施策の現状

- 人口減少・少子高齢化による市税収入の落ち込みや社会保障関係費の増加に加えて、老朽化に伴う公共施設の建替えなどに多額の費用が必要となることが想定されることから、計画的な行財政運営に取り組んでいます。
- 総合計画の着実な推進のため、事務事業の評価、見直しを進めています。
- 社会情勢を勘案し、公共施設再編方針の改訂をはじめ、定期的に定員管理計画の策定を行うなど、行財政改革を進めています。
- 組織の見直しや職員研修を定期的に実施し、業務効率の改善に取り組んでいます。

今後の課題

- 将来にわたって安定的に行政サービスを提供していくためには、将来の社会変動や不測の事態に対応できるよう、適正な基金残高の確保に努める必要があります。
- 社会情勢の変化が著しいなか、その時勢にあわせた施策・事務事業の見直しを一層進める必要があります。
- 人口減少が進むなか、施設の総量抑制、適切な人員配置による効率的な行財政運営が求められます。
- 多様化する市民ニーズに応じた行政サービスの提供が求められる一方、職員が働きやすい職場環境の充実が求められます。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

①健全な財政運営の推進

計画的な投資や事務事業の見直し等による歳出抑制、市税徴収率の向上等による歳入の確保に取り組み、基金繰入に頼らない持続可能な財政運営、災害等に備えた基金残高の確保に努めます。

主な事業

予算編成事務、予算執行管理事務、市税徴収事務

②総合的・計画的な行政運営の推進

総合計画に掲げた施策の着実な推進のため、施策間の調整を図り、施策・事務事業の成果を評価しながら、重要度、優先度を考慮し、計画的な行政運営を進めます。

主な事業

総合計画推進事業、行政評価推進事業

③行財政改革の推進

行財政改革に継続的に取り組み、行政サービスの質に配慮した効率的で効果的な自治体経営を推進します。また、施設・人員の適切な配置に努め、最も適した行政サービスが提供されるよう点検・見直しを行っていきます。

主な事業

行政改革推進事業、公共施設再編推進事業

④機能的な組織運営の推進

行政需要の変化に的確に対応できるよう、機能的で弾力的な組織づくりを進めるとともに、職員的能力向上、職場環境・働き方の見直しによる業務効率の改善を図ります。

主な事業

人事管理・職員採用事業、職員研修事業、新庁舎整備事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 新たな財源の確保による財源不足の解消や適正な水準の基金残高の確保に努め、財政状況を市民にわかりやすく公表します。
- ▶ 施策・事務事業の成果を評価することにより、事業の重要度・優先度を定め、計画的な行財政運営を行います。
- ▶ 行財政改革に継続的に取り組み、効率的で効果的な自治体経営を推進します。
- ▶ 機能的で弾力的な組織づくりを進め、職員的能力向上を図り、働き方の見直し等により業務効率を改善します。

市民・事業者ができること

- ▶ 市の計画、財政状況や議会活動に常に関心をもつようにします。
- ▶ パブリックコメントなどを通じて、市の計画づくりに積極的に参加します。
- ▶ 納税の意義を正しく理解し、税金や各種料金を期限までに納付します。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
財政調整基金年度末残高	災害等に備え、適正な基金残高の確保を目指す。	8.6 億円	12.1 億円	10.0 億円
市税徴収率(現年度)	安定的な財政運営のため徴収率の向上を目指す。	99.25%	99.15%	99.50%
目標値を達成している施策の割合	総合計画に掲げる目標の100%達成を目指す。	43.0%	38.3%	100%
行財政改革集中プランの達成割合	行財政改革の計画に掲げる目標の100%達成を目指す。	81.3%	70.6%	100%
公共施設面積(一人当たりの施設面積)(※)	公共施設再編方針に掲げる総量抑制目標の達成を目指す。	156,293 m ² (3.88 m ² /人)	151,118 m ² (3.93 m ² /人)	150,890 m ² (4.42 m ² /人)
自主的に専門研修を受講した職員数	主体的に学び、成長する職員の育成を目指す。	—	17人	30人

※魚津市公共施設再編方針〔2024(令和6)年度改訂版〕における公共施設延床面積及び人口一人当たりの施設面積(廃止施設除く。)



施策11

DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

5年後の目指す姿

【変更前】市が提供するサービスが向上し、市が行っている事務が効率化されています。

DXにより、行政サービスの向上と業務の効率化が図られるとともに、地域の様々な課題が解決されています。



施策の現状

- 急速な人口減少に伴う自治体職員の減少が見込まれる中でも、市民の期待に応え、行政サービスを維持向上させていくためには、デジタル技術や生成AI等の活用により業務効率化を図ることが重要です。市は、デジタル技術の活用による既存の業務の見直し計画を示した魚津市DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進計画に基づき、効率的で持続可能な行政運営及びサービス提供の実現に取り組んでいます。

今後の課題

- デジタル技術の導入やデータの活用により、市が提供する行政サービスの向上を図ることが必要です。
- デジタル技術や生成AI等を活用し、市が行う業務の効率化を推進し、人的資源を含む経営資源を有効活用につなげていくことが必要です。
- 市がデジタル技術や生成AI等、DXの取組を推進するために、デジタル技術の知識を持った職員の確保・育成が必要です。
- 人口減少等による地域の担い手不足等をはじめとする様々な地域課題の解決を図る手段として、DXの取組を促進する必要があります。
- デジタル技術に慣れていない人々の不安を解消するために、誰でもデジタルサービスを利用できる環境(アクセシビリティ)の確保やデジタル技術の活用支援などによる「誰一人取り残さない人に優しいデジタル化」を実現するための取組が必要です。

目指す姿の実現のための取組(基本事業)

①DXによる行政サービスの利便性や質の向上

BPR(業務改革)などの実施による業務の効率化・省力化に努めるとともに、行政手続その他サービスのデジタル完結など、DXによる市民・事業者に対するサービスの利便性及び質の向上に努めます。

| 主な事業 |

行政改革推進事業、情報機器・システム維持管理運用事業、DX推進事業、マイナンバーカード利活用推進事業

②デジタル人材の確保・育成

全庁的にDXを推進していくため、デジタル技術の知識を持った職員を確保・育成に努めるとともに、専門人材の確保・活用に努めます。

主な事業

人事管理・職員採用事業、職員研修事業、DX推進事業

③DXによる活力ある地域社会の実現

防災、観光、交通、子育て、福祉など、様々な分野に顕在する地域課題の解決に向けたDXの取組を促進するための支援に努めます。

主な事業

スマートシティ推進事業、防災情報配信事業、DX推進事業、オンデマンド交通運行事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 市長の強いリーダーシップのもと、自治体におけるDXを全庁的・横断的に推進します。
- ▶ DXによる地域課題の解決に取り組む市民・事業者を支援します。

市民・事業者ができること

- ▶ 地域課題の解決に向け、DXの活用に努めます。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
総務省が「オンライン手続を推進すべき」と示している手続で、電子申請ができる件数	行政手続のうち「よく使う32手続」「子育て・介護の26手続」(※うち9件は都道府県等の所管事務)の電子申請ができる件数の増加を目指す。	—	34件	49件
窓口での待ち時間の削減時間(累計)	フロントヤード改革(※1)の実施により、利用者の待ち時間の削減及び職員の業務時間の短縮を目指す。	—	80時間 (2025年度目標値)	480時間
DXの推進のために導入したシステム、ツール等の件数	市の業務の効率化又は行政サービスの向上に資するシステム、ツール等の積極的な導入を目指す。	—	5件	11件
DX推進リーダーの数	各課等にDX推進リーダー(※2)を配置するようリーダー数の増加を目指す。	—	—	各課等に1名以上
ITパスポートを取得した職員の数	ITパスポート(※3)を取得する職員を育成し、同資格の取得者の増加を目指す。	—	—	50人
様々な分野の地域課題解決のために導入したシステム、ツールの件数	防災、観光、交通、子育て、福祉など、様々な分野の地域課題を解決するため、システム、ツール等の導入を目指す。	—	0件	12件

※1 フロントヤード改革：窓口サービスの無駄削減、窓口の一元化等の見直しのこと
 ※2 DX推進リーダー：各課等におけるDXの取組の中核を担う職員のこと
 ※3 ITパスポート：ITに関する共通的な基礎知識を習得した者を証明する国家資格

切れ目のない子育て支援の推進



5年後の目指す姿

子育て家庭が楽しみながら安心して子育てしています。



施策の現状

- 妊娠・出産・育児期に応じた切れ目のない支援を行うとともに、健康診査の実施や適時の情報提供、相談・支援に取り組んでいます。
- 様々な家庭環境に合わせた支援を行い安定かつ自立した生活が送れるよう努めています。
- 子育て家庭への経済的支援、教育費に対する助成や不妊治療に係る経済的負担の軽減に努めています。

今後の課題

- 妊産婦や乳幼児家庭に伴走型の支援を行うとともに、健康診査の必要性や育児に関する情報提供、相談窓口の周知に努める必要があります。
- 複雑化、複合化した相談内容や個々の困りごとに対応した支援ができるよう関係者が連携した体制を整備する必要があります。
- こどもが健やかに成長し、将来自立した生活が送れるよう、子育て家庭へ必要な経済的支援を行っていく必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

①親子の健康づくりの推進

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠中、産後及び乳幼児期における健康診査等の体制を整備し、母と子の健康づくりを支援します。

主な事業

妊産婦健康診査事業、妊産婦乳児訪問指導事業、乳幼児健康診査事業

②相談・養育支援体制の充実

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない伴走型相談支援を行い、様々な家庭環境に合わせた困りごとに対し、オンラインシステムの活用を含め相談できる体制を整えていきます。

主な事業

こども家庭センター事業、母子等福祉対策事業、要保護児童対策事業

③子育ての経済的負担に対する支援

子育て家庭への経済的支援、教育費に対する助成や不妊治療に係る経済的負担の軽減を図り、子どもたちが健やかに成長できるよう支援します。

主な事業

児童手当・児童扶養手当支給事業、こども・妊産婦・ひとり親家庭等医療費助成事業、不妊治療費等助成事業、小・中学校就学援助事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を充実します。
- ▶ 子育て家庭を取り巻く複雑化・複合化した相談・支援ニーズに対応します。
- ▶ 子育て家庭に対し必要な経済的支援を適正に行います。

市民・事業者ができること

- ▶ 妊娠中、産後及び乳幼児の健康診査を受診します。
- ▶ それぞれの家庭に応じた相談窓口を利用し子育ての悩みや不安の解消に努めます。
- ▶ 公的手当の受給や助成制度を適正に利用し健康で自立した生活を送ります。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合(3歳児健診時)	切れ目のない子育て支援を行うことで100%を目指す。	96.8%	96.5%	100%
乳児家庭全戸訪問実施率	生後3か月までの乳児を持つ家庭の訪問100%を目指す。	96.0%	100%	100%
こども家庭センター(母子保健)相談件数(※)	相談に至るまでの障害を低減し、相談しやすい環境の維持を目指す。	1,967件	1,492件	1,700件
小・中学校就学援助受給率	援助が必要な児童生徒に対し援助体制の維持を目指す。	6.07%	6.03%	6.00%

※2021年度、2024年度の件数は、子育て世代包括支援センターの相談件数

子育て環境の整備



5年後の目指す姿

子どもたちが笑顔で健やかに成長しています。



施策の現状

- 幼児教育・保育の無償化により1歳以上のすべての子どもたちは幼児教育・保育を受けることが保障されています。
- 保護者の就労状況や、やむを得ない理由でこどもの面倒をみることができない場合の保育サービス充実に取り組んでいます。
- 子育て中の親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場やこどもの遊び場を確保し、こどもが健やかに成長する環境の整備に取り組んでいます。

今後の課題

- 幼児期に受ける幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、教育・保育の質を向上させる必要があります。
- 多様化している保育ニーズを的確に把握し、継続して実施できる保育サービスを提供する必要があります。
- 子育て中の親子や子どもたちが健やかに成長するよう、交流の場やこどもの遊び場を運営する担い手の人材確保と育成に取り組む必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

① 児童福祉施設等の充実

保育所、認定子ども園において、質の高い教育・保育を安定的に提供し、子どもたちが健やかに成長する環境を整えます。

主な事業

市立保育所運営事業、私立認定子ども園運営支援事業

② 弾力的な保育サービスの充実

保護者が安心して子育てできるように、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

主な事業

放課後児童健全育成事業、私立認定子ども園特別保育事業、病児・病後児保育助成事業

③こどもの居場所の充実

こどもが安心して活動できる環境と、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みが相談できる環境の充実を図ります。

主な事業

児童センター運営事業、地域子育て活動支援事業、地域子育て支援センター事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 就学前児童が利用する施設の充実と教育・保育サービスの質を向上します。
- ▶ 保護者の就労と子育ての両立が図られるよう必要な保育サービスを提供します。
- ▶ 子育て中の親子とこどもが利用する施設の充実と担い手の人材確保と育成に努めます。

市民・事業者ができること

- ▶ こどもが健やかに成長するよう、幼児教育・保育を受けます。
- ▶ 適切な理由により必要な保育サービスの提供を受けます。
- ▶ 身近にあるこどもの施設で提供される情報や子育て支援サービスを活用します。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
就学前児童が施設(※)に通園する割合	幼児教育を受けるこどもの割合の現状維持を目指す。	79.8%	83.1%	85.0%
市内の保育・教育サービス申請に対する受入割合	子育てのしやすさを確保するため、ニーズに100%応える。	100%	100%	100%
病児・病後児保育施設の延べ利用者数	利用しやすい環境を整え、利用者数の維持を目指す。	623人	724人	720人
学童保育申請に対する受入割合	子育てのしやすさを確保するため、ニーズに100%応える。	100%	100%	100%
児童センターの延べ利用者数	遊び場の提供などにより、施設利用者数を維持する。	54,974人	73,690人	73,000人
子育て支援センターの延べ利用者数	利用しやすい環境を整え、利用者の増加を目指す。	7,453人	6,372人	8,000人
こども食堂実施箇所数	こどもの居場所として、設置しやすい環境を整え、実施箇所の維持を目指す。	4箇所	3箇所	4箇所

※施設とは、保育所、認定こども園のことを指す。

学校教育の充実



5年後の目指す姿

教育活動が充実するとともに教育環境が整備されています。



施策の現状

- 児童生徒の意欲的な学習への取組や、互いを尊重し合う豊かな心の育成に向けて、様々な教育活動に取り組んでいます。
- 児童生徒が安全・安心な学校で学ぶことができるように教育環境の整備に取り組んでいます。

今後の課題

- 学習支援員やALT等の人材の充実、ICTを活用した教育やふるさとキャリア教育の推進を通して、児童生徒の学力向上及び豊かな心の育成を図る必要があります。
- 学校施設の適切な維持管理やICT環境の最適化、通学の安全確保に向けて取り組む必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

①確かな学力を育む教育の推進

海外の学校とのオンライン交流による英語教育や、児童生徒用端末を活用したプログラミング教育を推進します。また、教員研修や授業改善による教育力の向上と、特別支援スタディメイトの配置等による特別支援教育の充実を図ります。

主な事業

小・中学校教育研究事業、特別支援教育推進事業、英語教育推進事業

②豊かな心を育む教育の推進

地域の学習や職場体験によるふるさとキャリア教育、乳幼児とのふれ合いによるいのちの教育を推進し、児童生徒の豊かな心の育成に取り組めます。また、誰一人取り残さない学びと居場所を確保します。

主な事業

学校図書館司書配置事業、ふるさとキャリア教育推進事業、教育支援センター運営事業、情操教育推進事業

③健やかな体を育む教育の推進

望ましい食生活の習慣が身に付くよう、食育を推進します。また、学校給食での地場産食材の利用拡大を図ります。

主な事業

小・中学校健康保健事業、学校給食運営事業

④教育環境の整備・充実

更に進行する少子化や学校の老朽化に対応した学校施設整備、GIGAスクール構想を基盤とする教育DX推進のための教育環境充実に向け、引き続き、必要な環境整備に取り組みます。また、地域とともにある学校づくりや児童生徒の安全な通学に向けて、関係機関と連携して取り組みます。

主な事業

小・中学校教育振興事業、小・中情報化事業、学校教育のあり方検討事業、通学安全推進事業、コミュニティ・スクール推進事業、小・中学校維持管理事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 児童生徒が意欲的に学習に取り組むための教育活動の充実に取り組みます。
- ▶ 自己肯定感を身に付け、命を尊び、他者を思いやり支え合う心を育成します。
- ▶ 安全で健康な生活及び望ましい食生活など、健康的な生活習慣を形成する環境を整備します。
- ▶ 児童生徒が安全で安心して学習できる環境を整備します。

市民・事業者ができること

- ▶ こどもの基本的な生活習慣(早寝・早起き、食事のマナー、あいさつなど)や家庭学習の習慣が身に付くよう努めます。
- ▶ 学校教育に対する理解を深め、学校との協力・連携に努めます。
- ▶ 民間の事業所が連携、協力し、児童生徒のプログラミング教育推進の支援に努めます。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
学習の達成状況(中:5教科、小:4教科)	確かな学力の育成により、小中教研学力調査の市平均が県平均(100.0)超えを維持することを目指す。	100.0%(小) 96.0%(中)	98.9%(小) 94.2%(中)	103.0%(小) 101.0%(中)
不登校児童・生徒の割合(30日以上欠席の出現率)	相談体制や受入態勢の充実により、減少を目指す。	1.4%(小) 5.8%(中)	4.1%(小) 8.0%(中)	3.8%(小) 7.4%(中)
学校給食の喫食率(※)	食育の推進により、喫食率の向上を目指す。	96.1%	94.4%	99.0%
ICT機器の活用率	児童生徒用端末、電子黒板、デジタル教科書を各教科等・学年で活用した割合100%を目指す。	86.8%(小) 98.6%(中)	98.7%(小) 100%(中)	100%(小) 100%(中)

※ 提供された学校給食のうち、実際に食べられた重さの割合を示す指標(100%-残食率(%))

生涯学習の推進



5年後の目指す姿

誰もが生涯にわたり身近で気軽に学び、歴史や自然、文化が適切に保存、継承、活用されています。



施策の現状

- 図書館や地区コミュニティセンターにおいて、生涯学習の環境づくりに取り組んでいます。
- 伝統芸能の保存・継承を支援するとともに、文化財の保存・活用に取り組んでいます。
- 博物館を適切に管理するとともに、企画展示や普及教育活動等を推し進め、情報発信を強化しながら博物館の魅力向上に取り組んでいます。

今後の課題

- 人間関係や地域のつながりが希薄になる中、明日を担うひとづくりを進めていくためには、生涯学習を積極的に推進していく必要があります。
- 人口減少等を背景に、文化財等の滅失や散逸等の防止、管理のあり方が喫緊の課題であり、地域社会全体で、その継承に取り組んでいく必要があります。
- 各博物館は経年劣化等が進んでいることから、様々な設備等について補修や改修等が必要です。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

① 学び続ける環境づくりと地域・家庭教育力の向上

市民の学習ニーズの把握に努め、電子書籍の導入等、図書館サービスを充実しながら、生涯学習情報の提供や生涯学習教室の充実に努め、身近で気軽に学ぶことができる環境づくりを図ります。

主な事業

生涯学習振興事業、放課後子ども教室推進事業、資料収集保存事業、教養・普及事業

② ふるさとの歴史や文化財等の保存・継承・活用

市の歴史や文化、自然を調査、検証し、広く市民に紹介しながら、ユネスコ無形文化遺産である「魚津のタテモン行事」や国の登録文化財である「魚津浦の蜃気楼(御旅屋跡)」、「東山円筒分水槽」等、本市の貴重な財産である文化財等について、関係団体と連携しながら保存・継承・活用を図ります。

主な事業

文化財維持管理事業、文化財保存活用事業、市史刊行・普及事業

③博物館の充実

効果的な施設整備を進めるとともに、博物館の企画や展示を充実させ、積極的な情報発信により、来館者増加に努めながら、体験を重視した普及活動を進め、市民から必要とされる博物館づくりを図ります。

主な事業

埋没林博物館 調査研究・展示事業、水族博物館 博物館事業、歴史民俗博物館 歴史民俗博物館事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 誰もが身近で気軽に学習できる環境を整えます。
- ▶ 図書館サービスの充実に努めます。
- ▶ 文化財や地域資源等を社会全体で保存・活用できる環境の整備に努めます。
- ▶ 各博物館の展示・教育普及・調査研究等を充実させるとともに、魅力向上を図ります。

市民・事業者ができること

- ▶ 生涯学習活動に積極的に取り組みます。
- ▶ 本市の歴史や文化、自然を学び、次世代へ引き継ぎます。
- ▶ 文化財等の地域資源を理解し、保存や活用に努めます。
- ▶ 博物館や図書館を学びや交流の場として活用します。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
市民一人当たりの図書 (電子書籍含む)貸出冊数	図書館等の充実により、市民一人当たりの年間貸出冊数の現状維持を目指す。	5.6冊	5.1冊	5.1冊
地区での生涯学習活動への延べ参加者数	学び続ける環境づくりにより、地区コミュニティセンターにおける生涯学習活動参加者の増加を目指す。	7,968人	10,473人	11,000人
文化財保存活用事業への年間延べ参加者数	文化財の活用を広めるため、事業に関わる市民や関係人口の増加を目指す。	901人	1,112人	1,400人
博物館入館者総数	博物館の充実により、入館者の増加を目指す。	134,767人	196,344人	254,000人

芸術文化・スポーツの振興



5年後の目指す姿

多くの市民が芸術文化やスポーツの活動に参加し、まちがうるおいと活力に満ち溢れています。



施策の現状

- 文化団体の支援や市民文化祭、市美術展、音楽のまちづくり推進事業等を活性化することにより、芸術文化活動の推進に取り組んでいます。
- 各種競技における底辺の拡大と競技力の向上を図るため、選手や指導者の育成強化に取り組んでいます。

今後の課題

- 芸術文化活動に携わる市民の固定化、高齢化の傾向があり、既存事業のほか、新たな活動や若い世代を支援し、芸術文化に直接触れる機会の充実が求められています。
- スポーツの競技力向上のためには、地域における指導者の発掘、育成が求められるとともに、クラブ組織の育成やトップアスリートによるスポーツ教室の開催等も必要です。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

①芸術文化活動の推進

市民へこころのゆとりとうるおいをもたらすため、多様な芸術、文化、芸能、音楽活動等を積極的に支援し、官民連携を推進しながら幅広い芸術文化活動の振興を図ります。

主な事業

芸術文化振興事業、新川文化ホール事業

②スポーツ活動の推進

日常的にスポーツに親しめる環境を整えるとともに、広く民間との連携を図りながら、選手層の底辺拡大と指導者の育成に努め、国際的に活躍する選手の輩出を目指します。

主な事業

スポーツ選手等強化育成事業、スポーツコミッション事業、地域スポーツクラブ活動体制整備事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 新川文化ホールや他の公共施設等を活用して、こどもの頃から優れた芸術文化に触れる機会を増やします。
- ▶ 文化関係団体と連携を図りながら、新たな活動や若い世代を応援します。
- ▶ 選手層の底辺拡大とスポーツ指導者の資質、競技力の向上の取組を支援します。
- ▶ コミッション組織により大会・合宿の誘致と開催を支援します。

市民・事業者ができること

- ▶ 積極的に芸術文化活動に参加します。
- ▶ 積極的にスポーツ活動に参加します。
- ▶ コミッション組織によりスポーツを通じた地域活性化や特産品のPRを行います。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
新川文化ホール等で開催される企画事業の延べ入場者数	芸術文化に直接触れる機会の充実により、文化ホールの入場者数の増加を目指す。	14,518 人	27,610 人	30,000 人
市美術展や市民文化祭の出演者及び出展者の延べ人数	幅広い芸術文化活動の推進により、芸術文化に携わる市民や関係人口の維持を目指す。	624 人	496 人	500 人
スポーツ競技団体に登録している延べ人数	選手層の拡大と指導者の育成により、スポーツ競技団体の登録者数の増加を目指す。	3,874 人	3,595 人	4,000 人
予選を通過し、全国や国際大会へ出場した件数	選手強化策や技能向上策の実施により、大舞台で活躍する選手等の増加を目指す。	111 件	196 件	250 件



高齢者の生活支援の充実

5年後の目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けています。



施策の現状

- 日常生活上の支援が必要になった高齢者が、安心して在宅で暮らし続けられるよう、一体的な生活支援サービスの提供に取り組んでいます。
- 高齢者に対する地域での見守り体制整備の推進を図り、住民同士が助け合う仕組みづくりを支援しています。

今後の課題

- 支えが必要な高齢者世帯が今後ますます増加すると見込まれることから、医療・介護・予防などのサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムを推進する必要があります。
- 一人暮らしや認知症高齢者に対する見守り支援体制の充実を図るとともに、支える側と支えられる側が共に活動し、地域全体で生活支援する仕組みづくりを進める必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

① 住み慣れた地域での生活支援の充実

高齢者の在宅生活を支援するため、地域包括支援センターを核として医療・介護・予防の関係機関の連携を強化し、適切で一体的なサービスの提供に努めます。

主な事業

在宅サービス支援事業、地域包括支援センター運営事業、在宅医療・介護連携推進事業、介護予防・生活支援サービス事業、家族介護者支援事業

② 支えあいの仕組みづくりの推進

地域での見守り体制の強化を図るとともに、地域が主体となって行う福祉サービスの立ち上げや運営を支援し、地域で支えあう仕組みづくりの推進に努めます。また、認知症高齢者と家族を支援する取組を推進します。

主な事業

生活支援体制整備事業、高齢者見守りネットワーク推進事業、認知症総合支援事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 医療・介護・予防等の関係機関の連携を強化し、地域包括ケアシステムを推進します。
- ▶ 地域での見守りを行うボランティアを支援します。
- ▶ 地域の福祉課題を共有し、解決するための専門的支援を行います。
- ▶ 認知症高齢者とその家族を支援する取組を推進します。

市民・事業者ができること

- ▶ 近隣の高齢者に思いやりを持って接し、声掛けなど日常的な見守りを行います。
- ▶ 地域でのボランティア活動に主体的に参加します。
- ▶ 住民主体の通いの場の創出などに取り組みます。
- ▶ 医療・介護等の事業者は市民が住み慣れた地域で生活できるようサービス提供を行います。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
地域ケア会議(全体会)参加人数(※1)	福祉課題を共有して支援につなぐため、参加者数の増加を目指す。	32人	58人	110人
介護(介護予防)サービス受給者のうち、居宅介護サービスを使っている人の割合	介護サービスを使って地域で生活する人の割合の増加を目指す。	80.8%	73.9%	82.0%
住民主体の福祉サービス(通所型サービスB)の箇所数(※2)	各地区へ周知を図り、住民主体の通いの場の増加を目指す。	2箇所	4箇所	5箇所
認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座受講者数(累計)	認知症についての理解を広げるため、受講者数の増加を目指す。	5,143人	5,457人	7,000人

※1 地域ケア会議：地域包括支援センターまたは市町村が主催し、設置・運営する行政職員、センター職員、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員等から構成される会議体。個別ケースの支援内容の検討等を通じ地域包括ネットワークの構築や地域課題の把握を目指す。

※2 通所型サービスB：地域住民が主体となり、自主的・自発的に地域の介護予防に資する事業を行う通所型介護予防事業

障がい者・生活困窮者の 自立支援の促進

— 関連するSDGs —



5年後の目指す姿 障がいのある人や生活に困っている人の
自立を支えるまちになっています。



施策の現状

- 障がい者が地域で安心して生活できるよう、生活支援サービスの充実に努めています。
- 障がい者に関する法整備が進み、相談、就労支援に対するサービス内容が充実しています。
- 生活保護制度を適正に実施するとともに、生活困窮者の自立に向けて支援しています。

今後の課題

- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが地域で安心して生活していくために、障がいへの理解を促進するとともに、生活環境整備を進める必要があります。
- 障がい福祉サービスの供給体制を整え、個々のニーズに応じたサービス利用を推進するとともに、雇用・就労や地域住民との交流などの社会参加を促進する必要があります。
- 高齢化社会の進展と物価高騰等の影響により、高齢者や生活困窮者からの保護申請による生活保護費の増加が見込まれることから、健康指導などによる医療扶助の適正化を図るとともに、複合的な問題を抱えた生活困窮者への対応が必要です。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

①暮らしやすい環境づくりの推進

障がいや障がい者に対する理解の促進を図るとともに、情報のバリアフリー化や住まいの改修支援など、住みよい生活環境整備に努めます。また、障がい者の社会参加を促す取組を通じて、障がいの有無や年齢にかかわらず全ての人が共に活動できる優しいまちづくりに努めます。

主な事業

地域生活支援事業、障がい者福祉推進事業、障がい者交流センター運営事業

②個々のニーズに応じた支援の推進

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談支援体制や障がい福祉サービスの供給体制を整え、個々のニーズに応じたサービス提供に努めます。

主な事業

障がい者相談支援事業、障がい福祉サービス費等給付事業、重度心身障がい者医療助成事業、障がい児通所支援事業

③障がい者の自立と社会参加への基盤づくりの推進

就労移行支援や就労継続支援などの福祉サービスや、農福連携など様々な分野との連携による就労支援体制を充実させ、障がい者の雇用・就労を促進するとともに、障がい者団体などによる自主活動や各種イベントへの支援により、障がい者の社会参加を図ります。

｜主な事業｜

障がい福祉サービス費等給付事業

④生活困窮者の自立促進

オンライン資格確認や健康管理支援事業等により医療扶助の適正化に努めるとともに、生活困窮者の自立に向けて、就労相談から離職防止に向けた総合的な支援を行います。

｜主な事業｜

生活保護事業、生活困窮者自立支援事業、自立支援プログラム策定推進事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 障がい者が地域で安心して暮らせる環境の整備を行います。
- ▶ ニーズに応じた障がい福祉サービスの提供を行います。
- ▶ 障がい者が参加する社会活動や余暇活動への支援を行います。
- ▶ 関係機関と連携し、生活困窮者の自立に向けた総合的な支援を行います。
- ▶ 被保護者のマイナンバーカード取得率の向上に努めます。

市民・事業者ができること

- ▶ 障がいの有無にかかわらずお互いを尊重し、理解を深めあいます。
- ▶ 事業所等は障がい者雇用の促進と安定を図るための取組を進めます。
- ▶ 生活に困っている人に対しては、市の窓口を紹介するなど助け合います。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
移動支援事業申請者数 (※1)	事業実施により移動の支障を軽減する人の増加を目指す。	43人	42人	50人
計画相談支援支給決定者 (児)数(※2)	障がい者の地域生活を支える支援体制の整備により、必要とするサービスを受けている人の増加を目指す。	376人	413人	500人
一般就労へ移行した人数 (※3)	就労移行サービスの提供等により一般就労者数の増加を目指す。	0人	4人	8人
生活困窮者自立支援事業 による就労人数(※4)	事業による就労支援により就労した人数の増加を目指す。	2人	3人	10人

※1 移動支援事業：外出時の移動に支障がある障がい者に対して、車両またはヘルパーによる個別支援によって円滑な移動を支援する事業

※2 計画相談支援支給決定者：障がい福祉サービス費を受給する際に必要なサービス等利用計画の作成を受けた人

※3 障がい福祉サービスによる福祉的就労ではなく、一般の企業や事業所への就労

※4 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関が行う、基礎能力の養成支援や情報提供等の就労支援事業

地域で支えあう福祉社会の推進



5年後の目指す姿

市民が互いに支えあいながら、関係者との協働により
様々な地域生活課題を解決するまちになっています。



施策の現状

- 地域生活課題の解決のため、民生委員・児童委員や地域住民のボランティアによる自主的な活動への支援に取り組んでいます。
- 住民同士で支えあう体制づくりのため、魚津市社会福祉協議会と連携し、ケアネットなどの地域福祉推進事業に取り組んでいます。
- 認知症高齢者などで財産管理や契約が難しい人を支援するため、成年後見制度の周知・啓発に取り組んでいます。

今後の課題

- 民生委員・児童委員や社会福祉法人、事業所など多様な主体の協働により、地域生活課題の解決に向けて取り組むことができる体制づくりを進める必要があります。
- 地域や家族間のつながりが希薄化する中で、多くの人が地域生活課題を「我が事」として「丸ごと」とらえ、住民同士が相互に支えあい助け合う地域づくりが必要です。
- 少子高齢化の進行により、個人の財産管理や意思決定などについて家族による支援が難しくなっていることから、個人の権利を守るための取組を推進する必要があります。
- 既存の相談支援の取組を生かしつつ、住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

① 地域共生社会の実現

民生委員・児童委員をはじめとしたボランティアによる地域の見守り活動を支援するとともに、住民同士の支えあいや地域福祉に関わる関係団体が連携して地域生活課題に向き合う体制を整えます。

主な事業

民生委員事業、地域総合福祉推進事業、重層的支援体制整備事業

②権利擁護の推進

成年後見制度の周知・啓発に努めるとともに、関係機関との地域連携体制を整えます。障がい者等に対する差別や虐待などの不当な権利侵害を未然に防ぐ取組を進めます。

主な事業

権利擁護事業、成年後見制度利用促進事業、成年後見制度利用支援事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 民生委員・児童委員をはじめとしたボランティアに対する支援を行うとともに、地域福祉の担い手の確保に努めます。
- ▶ 住民相互による地域での見守りや支えあいの仕組みづくりを推進します。
- ▶ 属性・世代を問わない包括的な相談体制を整えます。
- ▶ 成年後見制度の周知・啓発と中核機関として、魚津市成年後見支援センターを運営します。

市民・事業者ができること

- ▶ ボランティア活動等の地域活動に積極的に参加し、地域の福祉活動を理解します。
- ▶ 地域での困り事を自分たちのことと考え、解決に向けて主体的に関わります。
- ▶ 意思決定が難しくなったときのことについて、身近な人と話し合います。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
民生委員の充足率	民生委員の充足率 100%維持を目指す。	100%	100%	100%
複合的な支援ニーズに対応したケース数(※1)	包括的な相談体制に向けた取組を推進し、複合的な支援ニーズに対応した件数の増加を目指す。	23 件	29 件	40 件
成年後見制度利用者数(補佐・補助含む)(※2)	制度の周知・啓発に努め、利用者の増加を目指す。	71 人	81 人	95 人
市民後見人養成講座受講者数	人材育成を図るため、15 人の受講者数確保を目指す。	6 人	7 人	15 人

※1 複合的な支援ニーズ：制度の狭間・隙間や、課題が複合化・複雑化したケースが必要とする支援。これらのケースについて属性にかかわらず相談を受け止め対応または他機関へつなぐ等の支援を行うことを目指す。

※2 成年後見制度：認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を家庭裁判所が選任することにより、法律的に支援する制度。

社会保障制度の適切な運営



5年後の目指す姿

国民健康保険の医療保険制度や介護保険事業が適切に運営されています。



施策の現状

- 年々一人当たりの医療費が増加しているため、保健事業の推進と医療費の適正化に努めています。
- 要支援・要介護認定者数及び要支援・要介護認定者一人当たりのサービス給付費は微減傾向にあり、引き続き介護保険制度が健全に運営されるよう、介護給付費の適正化事業などの取組を進めています。

今後の課題

- 保健事業を推進し、健康に対する意識の向上を図り、医療費の適正化に努める必要があります。
- 今後も多様化する利用者のニーズに対応した取組や介護人材不足解消のための取組が求められることから、国、県と連携して人材育成や負担の軽減などに努める必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

①医療保険制度の健全な運営

レセプト点検や医療費通知、ジェネリック医薬品使用促進等の取組を実施するとともに、オンライン資格確認による診療情報の活用を推進し、医療費の適正化を図ります。また、特定健康診査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づくりに関する意識啓発に努めます。

主な事業

療養給付事業、医療費適正化対策事業、賦課徴収費、特定健康診査等事業費

②介護保険事業の円滑な運営

ケアプランの厳正なチェックによるサービス給付費の適正化を図るとともに、需要を適切に把握し、在宅介護を重視したサービスのための基盤整備に努めます。また、国・県と連携し、介護人材の確保や育成、ロボット・AI導入等による事業所の業務効率化を支援します。

主な事業

介護サービス費給付事業、介護認定審査事業、介護保険事業計画推進事業、介護給付費等費用適正化事業

③国民年金制度の適正な運営

年金事務所と連携して、適正な制度運営に努めます。

主な事業

国民年金事務

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 積極的な保健事業を推進し、適正な受診の促進や健康づくりに関する意識啓発と医療費の適正化に努めます。
- ▶ 給付費適正化事業を継続的に実施するとともに、良質な介護サービスの提供に向けて、人材の確保や育成に努めます。
- ▶ 年金事務所と連携して、適正な制度運営に努めます。

市民・事業者ができること

- ▶ 自分の健康に留意し、適正な受診や服薬に努めます。
- ▶ 要介護状態となっても、適切に介護サービスを利用することで、自分が持つ能力の維持向上に努めます。
- ▶ 国民年金制度の理解に努めます。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
国民健康保険被保険者一人当たり医療費の県内平均との比較	医療費の適正化を推進して、県平均を目指す。	100.3%	109.8%	100.0%
国民健康保険税現年度分収納率	国保財政安定化・税負担の公平性のためより高い収納率を目指す。	95.9%	95.6%	96.5%
要支援・要介護認定者一人当たりのサービス給付費	給付費適正化事業等により現状より削減を目指す。	1,666 千円	1,604 千円	1,530 千円
要支援・要介護認定者(第1号被保険者)のうち要介護3以上の割合	重度化防止の取組により、要介護3以上の割合の減少を目指す。	37.5%	33.6%	28.3%
国民年金現年度納付率	より高い納付率を目指す。	84.9%	88.47%	90.0%

健康づくりの推進



5年後の目指す姿 健康意識が高まり、市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組んでいます。



施策の現状

- 早期発見・早期治療を目指し、生活習慣病予防に着目した特定健康診査事業やがん検診に取り組んでいます。
- 日頃からの健康づくりの意識向上を目的に、健康についての普及啓発に努めるとともに、住民主体の通いの場などの介護予防活動により、生活機能の低下予防に取り組んでいます。
- 夜間や休日の診療体制や高度医療機器設置の支援など、安心して医療を受けられるための事業に取り組んでいます。

今後の課題

- 日頃からの生活習慣の見直し、健診による早期発見・早期治療、病気になっても重症化しないための取組等、生涯にわたる健康づくりを推進する必要があります。
- 自らの積極的な健康づくり意識の向上を図る必要があります。
- 安心して医療を受けられる環境の充実を図る必要があります。
- 全国的に児童・生徒の自殺者数が増加傾向にあることから、関係機関と連携して自殺対策に取り組む必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

①健康診査体制・予防対策の充実

生活習慣病やがんの早期発見のために、市民が受けやすい健康診査体制の充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症などの感染症の予防に努めます。

主な事業

特定健康診査等事業、がん対策事業、感染症予防対策事業

②自ら取り組む健康づくりの推進

市民自らが健康意識を高めることができるような環境づくりに努めるとともに、こころの健康の保持増進を図り、自殺予防の取組を推進します。また、地域に密着したフレイル予防・介護予防の取組を行い、高齢者の生活機能の維持と健康づくりの意識向上に努めます。

主な事業

健康づくり推進事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業、保健衛生普及事業、地域自殺対策事業

③地域医療体制の充実

市民が安心して暮らすことができるよう、健康を支える医療体制の充実を図ります。

主な事業

初期救急体制支援事業、地域中核病院支援事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 早期発見・早期治療を目的に各種健診の受診勧奨に努めます。
- ▶ 日頃からの健康を意識した生活習慣について普及啓発に努めます。
- ▶ 高齢者の通いの場づくりや介護予防教室の充実を図り、生涯を通じた健康づくりの普及啓発に努めます。
- ▶ 安心して受診できる医療体制の充実に努めます。
- ▶ 全国的に増加傾向にある児童・生徒等の自殺対策に取り組みます。

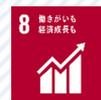
市民・事業者ができること

- ▶ 特定健康診査やがん検診など定期的に受診します。
- ▶ 自ら健康的な生活習慣を意識して、生涯にわたる健康づくりに努めます。
- ▶ 要介護状態にならないよう、積極的に地域の予防教室等に参加します。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
国保特定健康診査受診率	健康意識の向上を図り受診率の向上を目指す。	44.4%	48.8%	60.0%
国保特定保健指導実施率	健康意識の向上を図り保健指導率の向上を目指す。	36.3%	48.7%	60.0%
健康寿命	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加を目指す。	79.14 歳(男健) 81.38 歳(男平) 84.08 歳(女健) 88.07 歳(女平)	79.70 歳(男健)+0.56 80.90 歳(男平)-0.48 83.56 歳(女健)-0.52 86.23 歳(女平)-1.84 2022 実績(2025.2 算出)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
自立高齢者の割合	介護予防に取り組み、日常生活が自立している高齢者率の増加を目指す。	80.6%	80.1%	82.0%
魚津市急患センターの設置	関係機関と連携を図り初期救急の体制維持を目指す。	1 箇所	1 箇所	1 箇所

いきいきとしたライフスタイルの実現



5年後の目指す姿

幅広い世代が生きがいを持って社会活動に参加し、身近な環境でスポーツなどに親しみます。



施策の現状

- いつでも、どこでも、だれとでも気軽にスポーツやレクリエーションに親しむことができるよう、各種団体と連携して環境づくりに努めています。
- 高齢者の生活機能を維持するとともに、生きがいづくりにつなげるため、老人クラブ活動や高齢者趣味教室への支援に取り組んでいます。

今後の課題

- すべての世代で誰もが、気軽にスポーツやレクリエーションに参加し、楽しむための環境づくりが求められています。
- 65歳以上高齢者人口がピークを迎える中、多くの高齢者が健康で活力ある暮らしができるよう、高齢者の生きがい事業の充実や就労機会の確保を図る必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

①生涯スポーツ・レクリエーションの推進

市民の誰もが、いつでも、身近なところで継続して楽しめるよう、各世代に応じたスポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会を提供します。

｜主な事業｜

市民スポーツ推進事業、スポーツ施設管理事業

②高齢者の社会参加の促進

老人クラブ活動への支援や高齢者の生きがい事業の充実を図り、積極的な社会参加を促します。

｜主な事業｜

老人クラブ事業、高齢者生きがい事業、就業機会確保事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 関係団体と連携し、各世代におけるスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。
- ▶ 老人クラブ活動や趣味教室の周知に努め、加入者数や参加者を増やす取組を行います。

市民・事業者ができること

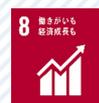
- ▶ 市民一人一人が運動習慣を身につけ、生涯を通じた楽しいスポーツライフを目指します。
- ▶ 高齢者自らが健康寿命を意識し、積極的に社会活動に参加します。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
テクノスポーツセンターや桃山運動公園等、市内のスポーツ施設の延べ利用者数	スポーツを楽しむ環境づくりにより、スポーツ施設利用者の増加を目指す。	247,713 人	377,243 人	530,000 人
スポーツ・レクリエーションイベントの参加者数	スポーツやレクリエーションを楽しむ環境づくりにより、イベントへの参加者数の増加を目指す。	393 人 ※コロナ禍	5,573 人	7,500 人
老人クラブ加入率	積極的な社会参加を促すことにより、老人クラブ加入率の維持を目指す。	23.9%	21.4%	23.0%
65歳以上のシルバー人材センター会員数(※)	積極的な社会参加を促すことにより、65歳以上のシルバー人材センター会員数の現状維持を目指す。	548 人	526 人	530 人

※シルバー人材センターの対象年齢は60歳以上であるが、今後の高齢者雇用制度の方向性に鑑み、成果指標は65歳以上とした。

観光の振興



5年後の目指す姿

地域の魅力の認知度が高まり、
観光客及び観光消費額が増加しています。



施策の現状

- 魚津まつりなど、年間を通じて大勢の人が来場する観光イベントを開催しています。また、観光誘客のための情報発信や出向宣伝を行っています。
- 観光客の受入体制充実のため、魚津観光まちづくり株式会社の運営支援や観光スポットの整備を行っています。
- 近隣自治体と連携し、主に海外からの周遊観光誘客の促進に取り組んでいます。

今後の課題

- 観光客のニーズを把握して受入体制を強化し、来訪者の満足度を高める必要があります。
- 様々なデータを分析・活用しながら、観光振興事業を効果的に実施する必要があります。
- 広域観光の情報を効果的に発信し、誘客に結び付ける必要があります。
- 魚津観光まちづくり株式会社が、観光振興の舵取り役・調整役として持続可能な観光地域マネジメントを行っていくための支援を行っていく必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

①地域資源のブランド力向上

観光資源の磨き上げを図ると同時に新たな地域資源を発掘し、魅力の向上に取り組んで魚津ブランドを創出します。また、観光資源の特徴を生かしながら、ネットワーク化し有効に活用します。

主な事業

観光地域づくり法人支援事業、サイクリングを活用した賑わい創出事業、ふるさと納税推進事業

②地域の魅力発信体制の整備

観光宣伝のため、国内外等での出向宣伝活動や様々な情報発信ツールを特性に合わせて効果的に活用します。

主な事業

観光・物産宣伝事業、インバウンド推進事業、観光地域づくり法人支援事業

③ イベント・受入体制の充実

多くの人が集まり、交流し、賑わいが生まれる祭りや各種イベントを開催・支援します。また、観光案内サインやガイドの充実など満足度を高める受入体制の整備を進めます。

主な事業

受入体制整備事業、観光・物産宣伝事業、観光地域づくり法人支援事業、コンベンション開催支援事業

④ 広域観光ネットワークの振興

広域観光圏での連携を強化し、魅力ある周遊ルートやモデルプランを作り、滞在型観光を促進します。また、様々な交流都市との観光相互連携活動を推進します。

主な事業

広域観光連携事業、インバウンド推進事業、観光・物産宣伝事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 観光資源の磨き上げと新たな地域資源の発掘に取り組みます。
- ▶ 観光PR活動をはじめ、ホームページや観光ガイドなど情報インフラの整備を促進します。
- ▶ インバウンドに対応した受入体制を充実させます。

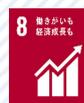
市民・事業者ができること

- ▶ 地域の観光資源に誇りを持ち、自ら情報発信します。
- ▶ 観光客におもてなしの心を持って接します。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度 (基準値)	2030 (令和12)年度
観光消費額(暦年)	宿泊、土産、ツアー体験費等の消費増により、年間4億円増を目指す。	4,354 百万円	7,058 百万円 (基準値)	9,458 百万円
観光客入込数(暦年)	観光資源の磨き上げによる観光誘客を進め、年間2%増を目指す。	923 千人	1,315 千人 (基準値)	1,480 千人
魚津市観光サイトアクセス数	年間7千件増を目指す。	123 千件	307 千件 (基準値)	349 千件
延べ宿泊者数(暦年)	観光資源の磨き上げによる観光誘客を進め、年間6千人増を目指す。	190 千人	263 千人 (基準値)	299 千人
市内外国人延べ宿泊者数(暦年)	年間500人増を目指す。	1,113 人	11,173 人 (基準値)	14,173 人

農業の振興



5年後の目指す姿

実り豊かな美しい田園が広がり、
家庭の食を支える農産物が作られています。



施策の現状

- 宅地化などにより耕地面積が減少しているものの、中山間地域を中心に農地に沿って用排水路が張り巡らされていることから、田畑への確実な水の供給に努めています。
- 農業従事者の高齢化に伴う後継者不足による耕作放棄地の増加を防止するために、担い手への農地の集約・集積の支援に取り組んでいます。
- 中核的な農業者や集落営農組織などが、水稻や野菜、果樹、畜産など多様な農産物の生産に市内全域で取り組んでいます。

今後の課題

- 農業用施設の多くで老朽化が進行して更新期を迎えていることから、用水への転落事故防止の対策も講じながら整備や改修を計画的に行っていく必要があります。
- 増加するイノシシやサルなどの野生鳥獣による農作物被害から農業と農村を守るため、関係機関が連携して総合的な取組を強化していく必要があります。
- 特色ある地場製品の消費拡大や高付加価値化のため、地域資源を活用した6次産業化やブランド化に取り組む農業者等を支援していく必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

①農業生産基盤の整備強化

老朽化している基幹水利施設の長寿命化を図り、農業生産基盤の適切な機能確保に努めます。

主な事業

土地改良事業、県単独農業農村整備事業、農業用施設管理費

②農業経営基盤の整備強化と担い手の育成

農用地等の地域資源の適切な保全管理を推進し、担い手農家の確保、育成に努めます。また、デジタル技術等の活用も含めて野生鳥獣による農作物被害の軽減を図ります。

主な事業

担い手育成推進事業、農業後継者育成事業、地域計画推進事業、有害鳥獣対策事業

③農産物のブランド化推進

土壌を生かした農産物の栽培や地域特産物の生産を軸として、旬の地場産野菜を使ったレシピを公開するなどして、農産物のブランド化や地産地消を推進します。

主な事業

6次産業化・地産地消事業、環境保全型農業直接支援対策事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 農業用施設の適切な機能確保に取り組めます。
- ▶ 地域資源の質的向上を図る活動を支援します。
- ▶ 6次産業化等に取り組む環境を整えます。

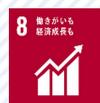
市民・事業者ができること

- ▶ 積極的な施設の維持管理に取り組めます。
- ▶ 農村環境の保全活動等に積極的に参加します。
- ▶ 地場産物に興味を持ち、日常的に利用します。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
担い手による農地利用集積率	農地の集約・集積化を進め、魚津市農地利用最適化活動の目標値を目指す。	50.5%	53.9%	73.7%
認定農業者数(法人含む)	農地の集約・集積化を進め、2010(平成22)年度水準まで回復させることを目指す。	54 経営体	58 経営体	65 経営体
野生鳥獣による農作物被害額	デジタル技術等の活用や捕獲体制の向上を図り、年8%減を目指す。	2,265 千円	3,611 千円 (基準値)	2,270 千円
学校給食における地場産食材使用率	6次産業化を推進し、使用率 50%以上を目指す。	36.2%	42.2%	50.0%以上

林業の振興



5年後の目指す姿

市民の手で守り育てる、
水と緑に恵まれた森づくりが行われています。



施策の現状

- 森林施業を行うための林道や作業道の整備や改修に取り組んでいます。
- 次代を担う中核的人材を育成するための体制整備や新規就業者の確保、定着を図るための情報提供、各種研修の開催に取り組んでいます。
- 造林事業において植栽、保育、間伐等に取り組んでいます。

今後の課題

- 森林は、多面的機能を有する重要な資源であり、適切な管理を継続して行っていく必要があります。
- 森林境界などの基本的な現状の把握が困難となっている山村地域において、調査や測量を行っていく必要があります。
- 良好な森林を守るため、魚津産木材の消費拡大を図っていく必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

① 林業生産基盤の整備強化

確かな品質の木材や豊かな森林を育むため、間伐等の森林整備を推進するとともに、効率的な森林施業や林業生産性の向上を図ります。そのため、森林境界の把握に努めるとともに計画的な林道の改修などを行い、林業生産基盤の整備を推進します。

｜ 主な事業 ｜

県単独林業基盤整備事業、森林経営管理事業、間伐促進事業

② 林業経営基盤の整備強化と担い手の育成

県及び関係団体との連携のもと、経営基盤強化や森林の整備などを行う担い手の育成を図ります。

｜ 主な事業 ｜

林業関係団体振興事業、花と緑の銀行・緑化推進事業

③地場産材の需要拡大

森林経営管理事業の取組として魚津産材の利用促進や普及啓発を図ります。また、公共事業における魚津産材の利用促進や加工製品を利用するなど需要拡大を図ります。

主な事業

森林経営管理事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 基盤整備事業や境界の明確化を進め、林道を含む森林整備を推進します。
- ▶ 事業者が安心して持続可能な経営が行えるよう、担い手を育成します。
- ▶ 私有林人工林の適正な管理により計画的な地場産材の供給を推進します。

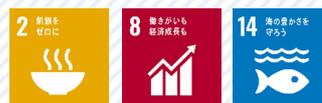
市民・事業者ができること

- ▶ 林道など施設の維持管理に積極的に取り組みます。
- ▶ 植樹や草花の植栽など地域の緑化活動に積極的に参加します。
- ▶ 森林資源の大切さを理解し、ぬくもりのある地場産の木材を活用します。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
森林整備面積	適正な間伐等を行い、2021(令和3)年度実績値水準を目指す。	157.3ha	121.7ha	157ha
市産材生産量	適正な間伐等を行い、毎年前年比12%増を目指す。	4,806 m ³	2,602 m ³ (基準値)	5,065 m ³
森林境界明確化率	森林環境譲与税及び森林環境税を活用して実施する森林境界明確化の推進を目指す。	2.6%	11.0%	60.0%

水産業の振興



5年後の目指す姿

きれいな海に親しみ、つくり育てる漁業によって
新鮮な魚介類が豊富に獲れています。



施策の現状

- 老朽化が著しい経田漁港の機能回復や長寿命化のため、保全工事や浚せつ工事に取り組んでいます。
- 漁業従事者の高齢化が進行していることから、担い手の確保、育成に取り組んでいます。
- 漁業活性化に向けた6次産業化や地産地消、安全性と品質確保などに取り組んでいます。

今後の課題

- 水産資源の保全と確保を図るため、持続可能な漁業を推進していく必要があります。
- 魚価の低迷や後継者不足など厳しい経営環境にある漁業者の支援を行っていく必要があります。
- 魚津産魚介類の付加価値を高めるため、ブランド化を推進していく必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

①水産業生産基盤の整備強化

魚介類の保育場等としての藻場の再生事業や稚魚の放流などを行い、水産資源の維持、増殖及び漁場環境の保全に努めるとともに効率的な漁業施設の整備と機能保全に取り組みます。

主な事業

栽培増殖振興対策事業、水産多面的機能発揮対策事業、漁港整備事業

②水産業経営基盤の整備強化と担い手の育成

漁業経営に対する支援を行います。また、水産物の6次産業化を推進し、魚価の向上や担い手の育成を図り、魅力ある漁業を創出します。

主な事業

漁業振興事業、漁業経営安定対策事業、漁業後継者育成対策事業

③魚のブランド化と地産地消の推進

漁協などと連携して販売体制の強化やPRに努め、魚津産魚介類のブランド化を推進します。また、発祥の地として知られる「カニかご漁」の歴史を伝承するなど、地元で獲れる魚介類に対して理解を深めながら、地産地消などの消費拡大に取り組みます。

主な事業

魚食普及事業、魚津の食のブランディング事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 水産資源の保護や漁場環境の保全に取り組みます。
- ▶ 漁業者が安心して漁業活動が行えるよう、効率的な漁業施設の整備と機能保全に取り組みます。
- ▶ 担い手の育成や漁業活性化のための事業展開に取り組みます。

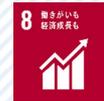
市民・事業者ができること

- ▶ 海岸や河川等の清掃活動に取り組みます。
- ▶ 安心・安全で新鮮な地場産食材を積極的に購入します。
- ▶ 藻場の維持管理に取り組みます。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
市場での水産物取扱高	つくり育てる漁業推進、ブランド化・品質確保により、市場での水産物取扱高の増加を目指す。	1,173 百万円	1,331 百万円	1,450 百万円
新規漁業就業者数(漁協正組合員数)	漁業の魅力向上を図り、年10名以上の新規就業者の確保を目指す。	12 人	8 人	10 人
ブランド化の確立、名物メニュー等の開発件数	魚津産魚介類のブランド化、名物メニュー等の開発を支援し、付加価値の向上を目指す。	2 件	2 件	4 件

工業・商業の振興



5年後の目指す姿

市内企業の経営基盤が強化され安定的に事業を継続し、企業立地や新規創業が増加し産業が活性化しています。



施策の現状

- 中小企業の経営安定化を目的に、経営相談窓口と併せて様々な補助制度や融資制度を設けています。
- 新規創業や事業承継等を検討している人向けの相談窓口の充実のため、「魚津観光まちづくり株式会社」の運営支援を行うとともに、各種補助を行っています。

今後の課題

- Society5.0と表現される社会変革が進む中、産業界においても産業構造の変化が想定されており、地域の事業者がそれらに対応することが求められています。
- 「魚津観光まちづくり株式会社」と連携し、魚津駅前や中心商店街の空き店舗並びに活性化対策への取組を加速化させる必要があります。
- 企業立地やサテライトオフィス設置を計画している事業者に対する支援を拡充する必要があります。
- 県と情報共有し、企業立地や既存企業の拡張に対応できる体制を整える必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

① 中小企業の経営基盤の強化

中小企業の新たな取組や従業員のスキルアップを支援し、経営基盤強化を支援します。また、商工会議所と連携し、ニーズに合わせた相談体制や支援体制を構築します。

主な事業

商工団体育成支援事業、中小企業金融対策事業、中小企業活性化支援事業、電子地域通貨事業

② 魅力ある仕事づくりの支援

新規創業者をはじめ市内企業を融資面や補助制度面で支援します。また、若年者にとって魅力ある産業が市内に立地されるよう働きかけます。

主な事業

創業・事業承継支援事業、中小企業金融対策事業、まちづくり会社支援事業、企業誘致推進事業

③企業立地の促進

市内の企業適地やサテライトオフィス情報を発信するとともに、各種補助制度や融資制度による支援を行い、企業立地を推進します。

| 主な事業 |

企業立地事業、企業誘致推進事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 事業所の経営基盤強化のための環境を整備します。
- ▶ 新規創業や事業伴走、事業承継の支援に取り組めます。
- ▶ 企業立地やサテライトオフィス設置を計画している事業者へ助成制度等の情報を提供します。

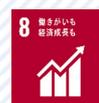
市民・事業者ができること

- ▶ 事業主は、従業員のスキルアップに積極的に取り組みます。
- ▶ イベントへの参画など、商店街の賑わい創出に協力します。
- ▶ 地元の商店等の利用に努めます。

施策の成果指標

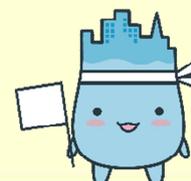
成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
製造品出荷額	工場の市外転出を防ぎながら出荷額の年1.5%増加を目指す。	96,778 百万円	147,957 百万円	161,088 百万円
新規創業者数	新規創業の支援を継続的に行い、現状の件数の維持を目指す。	8 者	25 者	25 者
新規立地・増設企業数	工場等の新規増設ニーズに対応し、魅力ある働き場の確保を目指す。	2 社	2 社	5 社
サテライトオフィス新規設置数	多様な働き方に対応するためサテライトオフィス設置数の増加を目指す。	1 社	0 社	5 社

雇用・労働環境の充実



5年後の目指す姿

雇用機会が拡大し、誰もが安心して
快適に働くことができる環境が整っています。



施策の現状

- ホームページで企業ガイドを公表するほか、高校生等の就職支援を目的に合同企業説明会を開催し、企業にも好評を得ています。
- 市内の雇用・労働環境の向上と就労支援の促進を図るため、ハローワークと連携し、雇用対策を推進しています。
- 国や県と連携し、働き方改革や女性活躍の推進を行っている事業所に対する支援を行っています。

今後の課題

- 中小企業等の人材不足が顕著となっていることから、若年層をはじめとする雇用の安定やUターン就職などに向けた取組を効果的に実施することが求められています。
- 市内事業所の求人情報を広く知ってもらうため、情報発信力の強化が必要です。
- ワークライフバランスに配慮した働き方の普及啓発を進める必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

①雇用の促進

若年層の市内就労促進と雇用環境拡充を図るとともに、事業所の情報発信に努め、働き手不足の解消につなげます。

主な事業

雇用安定対策事業、若者等雇用促進事業、ものづくり人材定住促進事業

②労働環境の整備及び多様な働き方の支援

仕事と生活の調和を図り、いきいきと働くことができる環境づくりを支援します。また、働く人が性別を問わず、その能力を発揮できるよう、多様な働き方に対応した環境の整備を進めるとともに、誰もが自らの能力を生かしながら活躍できる職務領域の拡大に向けた取組を推進します。

主な事業

雇用安定対策事業、男女共同参画推進事業、勤労者融資対策事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 若年層へ市内事業所の情報を効果的に発信します。
- ▶ 事業所の魅力を伝える産業観光の機会を増やします。
- ▶ 多様な働き方に合わせた労働環境の整備に取り組めます。

市民・事業者ができること

- ▶ 就労の機会を増やすため、スキルアップに取り組めます。
- ▶ 事業所は、魅力ある雇用・労働環境づくりと雇用機会の拡充に努めます。
- ▶ 誰もが優れた能力を発揮し、働くことができる職務領域の拡大に向けた取組に努めます。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
有効求人倍率(※1)	企業の雇用要求を安定的に維持し、求職者の選択肢の確保を目指す。	1.44 倍	1.33 倍	1.25 倍
市内企業の求人充足率(※2)	人手不足を課題とする市内企業が減少し、持続的に成長できる企業の増加を目指す。	13.2%	13.3%	15.0%
年齢階級別純移動数(住民基本台帳より算定) (15～19歳と25～29歳の比較)	多様な就職先を確保し、大学卒業後等のUターン者数の増加を目指す。	△70人	12人	0人

※1 有効求人倍率：ハローワークでの求職者1人に対し、何件の求人があるかを示す指標。1倍を上回れば求人が求職者より多く、就職しやすい状況、1倍を下回れば求人が少なく就職が難しい状況とされる。一般的に1.0～1.5程度が適正な範囲とされている。

※2 求人充足率：魚津市内に就業場所がある求人に対して就職が決まった割合

うるおいと緑のあるまちの形成



5年後の目指す姿

計画的な土地利用の推進により、都市と自然が調和された居心地のよいまちづくりが進められています。



施策の現状

- 用途地域の設定と都市マスタープランや農業振興地域整備計画に基づき、適正な土地利用や都市環境づくりに取り組んでいます。
- 都市公園施設の長寿命化と官民連携によるにぎわいづくりに取り組んでいます。
- 花壇用の花苗などの配付による緑化や屋外広告物などを指導することにより、適正な景観保持に努めています。

今後の課題

- 市街地近郊地域で、農地と住宅地や商業地が混在しており、計画的な土地利用を推進する必要があります。
- 人口減少や少子高齢化など社会状況の変化に対応した、公園の再編整備や効果的・効率的な管理・運営を図っていく必要があります。
- 是正を必要とする広告物の設置者への指導やまちの緑化などにより、自然や都市と調和のとれた良好な景観形成を推進する必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

①計画的な土地利用の推進

適正な土地利用の誘導と土地の地籍（所有者、面積、境界等）の明確化に取り組めます。

主な事業

用途地域等の見直し事業、地籍調査事業、農業振興地域整備計画事業

②親しみの持てる公園の整備

パークマネジメントにより都市公園の特色ある再編整備と効果的・効率的な管理・運営に取り組めます。

主な事業

公園整備事業、官民連携推進事業

③美しい景観づくりの推進

まちの緑化と屋外広告物の設置者への指導に取り組みます。

主な事業

屋外広告物許可及び啓発事業、公園里親制度事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 用途地域等の見直しや地籍の調査を進めます。
- ▶ まちなかの公園を再編し、市民や事業者と連携したにぎわいづくりを進めます。

市民・事業者ができること

- ▶ 身近な公園や自宅周辺の緑化に努めます。
- ▶ 地域の住民同士で相談しながら、美しい街並みの保存に協力します。
- ▶ 適正な土地利用に努めます。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
用途地域内地籍調査進捗率(※)	適正な土地利用の推進を図るため、地籍調査進捗率6%上昇を目指す。	38%	38%	44%
みらパーク(魚津総合公園)利用者数	魚津総合公園のにぎわいづくりを図り、利用者数の現状維持を目指す。	115 千人	184 千人	184 千人
屋外広告物違反件数	良好な景観を確保するため屋外広告物の適正化を目指す。	17 件	16 件	0 件

※ 用途地域：都市計画法により建築できる建物の種類や用途が制限される地域



中心市街地のにぎわいの創出

5年後の目指す姿

都市機能が集積し、にぎわいと活力がある
中心市街地になっています。



施策の現状

- 立地適正化計画及び魚津駅・新魚津駅周辺まちづくり構想を策定し、都市再生に向けた取組を推進しています。
- 魚津駅・新魚津駅周辺の利便性の向上のため、魚津駅東広場、魚津駅地下道線等の整備を行っています。

今後の課題

- 人口減少や少子高齢化が進展していく状況で、医療、福祉、商業等の生活サービスや行政サービスを効率的に提供するためには、都市機能を魚津駅・新魚津駅周辺及び電鉄魚津駅周辺に誘導し、集約していく必要があります。
- 魚津駅・新魚津駅周辺及び電鉄魚津駅周辺の人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導していく必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

①都市機能の向上と集積化の推進

中心市街地の都市施設の整備と居心地が良く歩きたくなる歩行空間を創出します。

｜主な事業｜

都市機能整備事業

②まちなか居住の推進

居住誘導区域内の利便性の向上と居住の誘導を図ります。

｜主な事業｜

居住誘導区域住宅取得支援事業、居住誘導区域住宅団地造成支援事業、
子育て新婚世帯住宅取得支援事業、空家対策支援事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 都市機能を誘導し、集約化を進めます。
- ▶ まちなかに居住を誘導します。

市民・事業者ができること

- ▶ 都市施設や道路の整備に協力します。
- ▶ 空家を適正に管理し、利活用を進めます。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
都市機能誘導区域(※1)内の新規創業者件数	中心市街地を整備し、都市施設の誘導を図ることにより、新規創業者件数の増加を目指す。	6件	9件	20件
居住誘導区域(※2)内の居住人口密度	都市機能を整備、誘導することにより、人口密度の維持を目指す。	34人/ha	33人/ha	34人/ha
居住誘導区域内の空家率	空家等を利活用し、居住を誘導することにより、空家率上昇の抑制を目指す。	9%	9%	8%

※1 都市機能誘導区域：魚津市立地適正化計画に定める医療・福祉・商業等の都市機能施設の立地を誘導すべき区域。

※2 居住誘導区域：魚津市立地適正化計画に定める居住を誘導すべき区域。

災害に強いまちの形成



5年後の目指す姿

自然災害を未然に防ぐ強靱なまちが形成されています。



施策の現状

- 浸水被害を未然に防止するため、河川改修、海岸護岸整備、排水路整備を行っています。
- 土砂災害を未然に防止するため、砂防整備、治山整備を行っています。
- 水道などのライフラインや、橋梁などの重要構造物の多くが老朽化しており、定期的な調査、計画的な更新改修、耐震化を行っています。

今後の課題

- 近年、集中豪雨が多発し浸水被害が起こる可能性が高くなっていることから、引き続き整備を行う必要があります。
- がけ崩れ・土石流・地すべりが生じるおそれがある土砂災害危険箇所が多く存在していることから、引き続き整備を行う必要があります。
- 水道などのライフラインや、橋梁などの重要構造物の多くが老朽化していることから、引き続き更新や耐震化を行う必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

① 浸水対策の強化

二級河川や海岸護岸の整備促進、雨水幹線の整備、老朽化した排水路の更新を進めます。

主な事業

河川維持事業、河川関係同盟会事務局事業、雨水幹線整備事業

② 山地崩壊対策等の強化

がけ崩れ、土石流、地すべりなどの土砂災害危険箇所の把握に努め、土砂災害防止施設の整備を行います。

主な事業

急傾斜地崩壊対策事業、土木災害復旧事業、県単自治山事業、農林業施設災害応急措置事業、農林業施設災害復旧事業

③耐震化・長寿命化の推進

上下水道などのライフラインの更新・耐震化、橋梁などの重要構造物の長寿命化を進めます。

主な事業

橋梁改修事業、消雪施設更新事業、木造住宅耐震改修支援事業、上水道増補改良事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 浸水被害を軽減できるよう計画的な雨水幹線の整備に取り組みます。
- ▶ 地域からの土砂災害危険箇所の課題解決に向け、関係機関との協議に取り組みます。
- ▶ 河川改修、ライフラインの耐震整備、土砂災害防止施設の整備、橋梁改修に取り組みます。

市民・事業者ができること

- ▶ 地域で協力して、身近な川や排水路などの清掃、除草を行います。
- ▶ 地域の危険箇所を見回り、異常を発見したら市へ連絡します。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
雨水幹線整備率	浸水被害を未然に防止するため、雨水幹線整備率の向上を目指す。	69.9%	69.9%	70.9%
土砂災害警戒区域整備率 (※1)	土砂災害防止対策を推進し、毎年土砂災害警戒区域整備率 3.6% 上昇を目指す。	57.3% (141 箇所)	57.9% (143 箇所)	60.3% (149 箇所)
橋梁改修整備率 (※2)	橋梁の適正な維持管理を推進し、毎年橋梁改修整備率 1.4% 上昇を目指す。	10.7% (3 箇所)	17.8% (5 箇所)	39.3% (11 箇所)
個人住宅の耐震化率	市耐震改修促進計画に基づき、耐震化率 100% を目指す。	—	82.0%	100%
基幹管路の耐震化率	断水等の被害防止のため、老朽管の計画的な更新と耐震化を目指す。	21.6%	26.8%	45.9%
浄水施設の耐震化率 (※3)	災害や水質事故対策のため、基幹施設の計画的な更新と耐震化を目指す。	0.0%	0.0%	100%

※1 土砂災害警戒区域箇所数 247 箇所（2024（令和6）年度末現在）

※2 橋梁長寿命化計画箇所数 28 箇所（2024（令和6）年度末現在）

※3 横枕浄配水場の耐震化を示す数値

快適な道路機能の強化



5年後の目指す姿

誰もが安全で円滑な交通ができる、
快適な道路が整備されています。



施策の現状

- 国道8号入善黒部バイパスは、渋滞が発生しているため、4車線化の整備促進を働きかけています。また、主要地方道宇奈月大沢野線バイパス等の道路の新設は、早期全線開通が望まれています。
- 日本風景街道に登録された主要地方道魚津生地入善線等のいわゆる蜃気楼ロードは、地域及び団体が共有することにより、道風景や地域資源を守り・創り・伝えていくことが望まれています。
- 住宅団地やアパートの増加による生活道路の安全ニーズが変化しており、通学路合同点検結果等を踏まえた整備を行っています。
- 安全で円滑な交通を確保するため、道路補修を行っています。また、冬期間の安全で円滑な交通を確保するため、道路除雪を行っています。

今後の課題

- 国道8号入善黒部バイパスの4車線化の整備促進の働きかけや、主要地方道宇奈月大沢野線バイパス等の道路新設による安全で快適な広域的道路の早期のネットワーク整備が必要です。
- 住民の安全、暮らしに密着した生活道路は、多様化する住民ニーズを踏まえた整備が必要です。
- 道路施設の老朽化が進み、道路補修に対する要望が多く、早急で適切な維持管理を行う必要があります。また、人口減少や高齢化率が高まる中、除雪体制のより一層の強化を行う必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

①幹線道路の整備

市内幹線道路網の骨格となる国道や県道の整備促進を図るとともに、都市計画道路や幹線市道の計画的な整備を進めます。

主な事業

道路改良事業、日本風景街道事業、道路関係同盟会事務局事務、国道8号バイパス対策事業

②生活道路の整備

通学路の安全、暮らしに密着した生活道路の計画的な整備を進めます。

主な事業

道路改良事業、市道改良舗装事業

③道路維持管理体制の強化

より効率的な道路パトロールを行い、早急で適切な道路補修を実施します。また、適切かつ持続可能な道路除雪計画を策定し、除雪体制の強化を図ります。

主な事業

市道維持補修事業、土木災害応急措置事業、橋梁点検事業、消雪施設更新事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 安全で快適な広域的道路のネットワークが構築されるよう国・県要望に取り組めます。
- ▶ 道路新設、道路拡幅改良、通学路整備に取り組めます。
- ▶ 生活道路の除雪を行い、冬期間の安全で円滑な道路交通の確保に取り組めます。
- ▶ 早急で適切な道路補修に取り組めます。

市民・事業者ができること

- ▶ 身近な道路のゴミ拾いや除草を行い、快適な道路空間づくりに協力します。
- ▶ 地域ぐるみや近所の助け合いなどで身近な道路の除雪などを行い、冬期間の円滑な道路交通の確保に協力します。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
市内の道路改良率	地域の経済活動、地域住民の日常生活に欠かすことのできない道路整備を推進し、道路改良率1%上昇を目指す。	81.0%	81.3%	81.9%
通学路安全対策箇所数	安全対策を推進し、規模の大きい通学路安全対策箇所を2年間で1箇所完成を目指す。	3 箇所	4 箇所	8 箇所
市管理道路の除雪延長	地域住民の冬期の交通を確保するため、人家の連担した道路の除雪体制の強化を目指す。	261.6 km	262.3 km	263.1 km

住宅対策の推進



5年後の目指す姿

快適で安全な住まいが増えています。



施策の現状

- 新築やリフォーム等の住宅に関する相談を実施しています。
- 個人住宅の耐震改修に対する支援を行っています。
- 低所得、高齢や障がいなどで生活に困窮する市民に対し、市営住宅を提供しています。
- 居住環境が良好な特定公共賃貸住宅を提供しています。

今後の課題

- 耐震化・省エネ化・バリアフリー化等がなされた良質な住宅の新築、改修等を促進していく必要があります。
- 「魚津市空家等対策計画」に基づき、空家の利活用を推進していく必要があります。
- 低所得、高齢や障がいなどの理由で住宅を確保することが困難な市民に対し、住宅を提供又は紹介していく必要があります。
- 市営住宅及び特定公共賃貸住宅の省エネ化、バリアフリー等の質の向上と長寿命化を図っていく必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

①良質な住まいづくりの推進

耐震化・省エネ化・バリアフリー化等の技術面に関する相談体制の充実を図ります。また、空家の利活用の推進を図ります。

主な事業

住宅関連情報提供事業、木造住宅耐震改修支援事業、空家対策支援事業

②居住の安定確保

低所得、高齢や障がいなどで生活に困窮する市民に対し、安全で良質な市営住宅を提供します。
居住環境が良好な特定公共賃貸住宅を提供します。

主な事業

市営住宅整備事業、市営住宅維持管理事業、市営住宅跡地利活用推進事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 良好な住環境の維持への支援を行います。
- ▶ 市営住宅及び特定公共賃貸住宅の質の向上と長寿命化を図ります。

市民・事業者ができること

- ▶ 住宅の耐震化・省エネ化・バリアフリー化を図ります。
- ▶ 良好な住環境の維持に努めます。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
個人住宅の耐震化率	市耐震改修促進計画に基づき、耐震化率100%を目指す。	—	82.0%	100%
管理不足な空家数(魚津市空家実態調査)	予防の促進、適正な管理の喚起及び利活用の推進により、管理不足な空家数の10%減少を目指す。	270戸	241戸	216戸
入居需要に対する市営住宅及び特定公共賃貸住宅の供給割合	安定した住宅提供を行うため、100%維持を目指す。	100%	100%	100%

水道水の安定的な供給



5年後の目指す姿

安全でおいしい水が安定的に供給されています。



施策の現状

- 水道施設全体の耐震性能を向上させるため、耐用年数を経過した基幹管路の老朽管更新と耐震化に取り組んでいます。
- 料金の適切な改定を行い、耐震化など施設更新に必要な財源の確保に努めています。

今後の課題

- 浄水施設や配水池の耐震化を進めるには、多額の工事費が必要なことから、更新費用の平準化を図りながら計画的に行う必要があります。
- 人口減少に伴う給水人口の減少や、節水機器の進歩と節水意識の高まりなどから、今後、給水量の低減が予想されます。定期的に水道料金の見直しを行う必要があります。
- 包括的業務委託やコンセッション方式の委託なども視野に入れ、維持管理費の節減方策を検討していく必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

① 水道施設の整備

アセットマネジメント（資産管理）を適正に行い、施設の計画的な更新に努めます。

| 主な事業 |

上水道増補改良事業、簡易水道改良事業

② 安定した水道事業経営

維持管理費及び建設事業費の節減方策を研究しながら、効率的かつ安定的な経営に努めます。

| 主な事業 |

水道管理運営事業、簡易水道管理事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 将来も水道を安心して利用できるよう、計画的な施設整備、更新に取り組めます。
- ▶ 人口減少による将来の収支への影響を予測しながら、持続的な事業経営を行います。

市民・事業者ができること

- ▶ 水道水の汚染や漏水がないように注意して給水装置を管理します。
- ▶ 受水槽を設置する場合は、その規模に応じて適正な管理を行います。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
基幹管路の耐震化率	断水等の被害防止のため、老朽管の計画的な更新と耐震化を目指す。	21.6%	26.8%	45.9%
浄水施設の耐震化率 (※1)	災害や水質事故対策のため、基幹施設の計画的な更新と耐震化を目指す。	0.0%	0.0%	100%
料金回収率(※2)	公正妥当な料金設定の見直しを適切に行い、安定経営の維持を目指す。	105.8%	105.8%	104.4%

※1 横枕浄配水場の耐震化を示す数値

※2 供給単価の給水原価に対する割合(%)を示す。経営状況の健全性を示す指標の一つ。



下水道の安定的な運営

5年後の目指す姿

下水道が適切に管理、運営され、
衛生的な生活環境が保たれています。



施策の現状

- 下水道を整備する計画区域では概ね整備が完了し、残る区域での整備に取り組むとともに、今後更新期を迎える施設の更新計画策定に取り組んでいます。
- 公営企業会計を導入し、経営の見える化に努めています。また、経営の健全化のために、整備済地域での接続のお願いと、関係課と連携した使用料等の収納に取り組んでいます。

今後の課題

- 順次施設が更新期を迎えることから、更新費用の平準化とともに、処理場の統合等によりランニングコストを低減していく必要があります。
- 人口減少による使用料収入の減少が避けられないことから、事業全体のコスト低減や、下水道への接続割合の増加に努めながら、定期的の使用料の見直しを行う必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

① 下水道施設の整備

未整備地域の污水管路の整備を進めるとともに、ストックマネジメント計画や地域下水道の調査等に基づき、これまで整備した施設の計画的な更新を図ります。

主な事業

下水道整備事業

② 安定した下水道事業経営

整備済み地域での下水道への接続を促進しつつ、農業集落排水等の処理場のうち可能なものについて順次公共下水道へ統合することにより、維持コストの低減を図ります。併せて、使用料等の適切な収納管理を行います。

主な事業

下水道管理運営事業、下水道維持管理事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 将来も下水道を安心して利用できるよう、計画的な施設整備、更新に取り組めます。
- ▶ 人口減少による将来の収支への影響を予測しながら、持続的な事業経営を行います。

市民・事業者ができること

- ▶ 下水道施設に負荷をかける油や異物を流さないなど、水質浄化への意識を高めます。
- ▶ 各家庭や事業所で、下水道のすみやかな接続に取り組めます。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
汚水処理人口普及率 (※1)	浄化槽等による処理を含めた汚水処理整備率の向上を目指す	97.9%	98.0%	98.5%
経費回収率(※2)	収入の確保と維持管理費の低減により、現状維持を目指す。	104.5%	105.6%	104.0%
水洗化率(※3)	啓発と訪問等により、上昇を目指す。	88.5%	89.4%	89.9%

※1 市内で公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等が利用できる人口÷住民基本台帳人口(年度末)×100(%) 市内全体で、汚水処理施設を利用できる人口の割合を示す指標

※2 使用料収入÷汚水処理費×100(%) 汚水処理に要した経費の内、使用料で賄った割合を示す指標

※3 下水道に接続済みの人口÷下水道処理区域内人口×100(%) 下水道が整備された地域で、下水道に接続している人口の割合を示す指標

総合交通体系の整備



5年後の目指す姿

誰もが利用しやすい公共交通が整っています。



施策の現状

- 魚津市公共交通活性化会議や市民・関係者・関係事業者と情報を共有しながら、本市が目指す持続可能な鉄道・バス等公共交通の在り方を検討しています。
- 魚津駅・新魚津駅周辺まちづくり基本構想を基に、駅前広場等駅周辺整備について関係機関と協議を進めています。
- 北陸新幹線「黒部宇奈月温泉駅」と、あいの風とやま鉄道「魚津駅」間のアクセス運行に係る支援を行っています。

今後の課題

- 公共交通機関の利便性の向上を図る必要があります。
- 公共交通機関の利用者数は、人口減少等の影響で減少していることから、持続可能で安全・安心な公共交通体系を維持する必要があります。
- 市民や来訪者が「黒部宇奈月温泉駅」と「魚津駅」間をスムーズに移動できる環境を整える必要があります。

目指す姿の実現のための取組（基本事業）

①公共交通の利便性向上

鉄道やバスなどの公共交通相互の連携・活性化を図るとともに、利用しやすい体制の整備を進め、人口減少の状況下で持続可能な公共交通体系を再編します。

主な事業

公共交通対策事業、鉄道交通対策事業、魚津市民バス運行事業

②市民バスの利便性向上

地域住民の交通手段の確保及び利便性の向上を図るため、オンデマンド交通の導入、全市的な利用促進体制の強化などの利用しやすい体制の整備を進め、持続可能で安全・安心なバス運行事業を行います。

主な事業

魚津市民バス運行事業、公共交通対策事業

施策を進めるための役割分担

市が取り組むこと

- ▶ 公共交通機関の利便性向上を図ります。
- ▶ 市民バスについて、地元住民の意見を聴取しながら路線の整備、利用のPRを行います。
- ▶ 市民、関係者、関係事業者と意見交換しながら、本市が目指す公共交通の在り方を検討します。
- ▶ 持続可能な公共交通となるよう交通事業者に対する支援を行います。

市民・事業者ができること

- ▶ 鉄道やバスなど公共交通機関を積極的に利用します。
- ▶ 公共交通が利用しやすくなるための意見や提案を積極的に行います。

施策の成果指標

成果指標	指標の考え方	実績値		目標値
		2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2030 (令和12)年度
市内公共交通利用者数	利便性の向上を図ることで、利用者数の維持を目指す。	2,314,653 人	2,342,374 人	2,402,000 人
市民一人当たりの市民バス利用回数(市民バス利用者数)	CO ₂ 排出量削減に向け、利用者数の維持を目指す。	2.93 回 (118,421 人)	4.55 回 (174,923 人)	4.88 回(※) (175,000 人)
「予約式乗合タクシー」(おもてなし魚津直行便)の利用者数	黒部宇奈月温泉駅と魚津駅間の移動手段の利便性の向上に努め、利用者数の維持を目指す。	964 人	2,497 人	2,520 人

※2030(令和12)年度の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値(35,872人)としている。

資料編



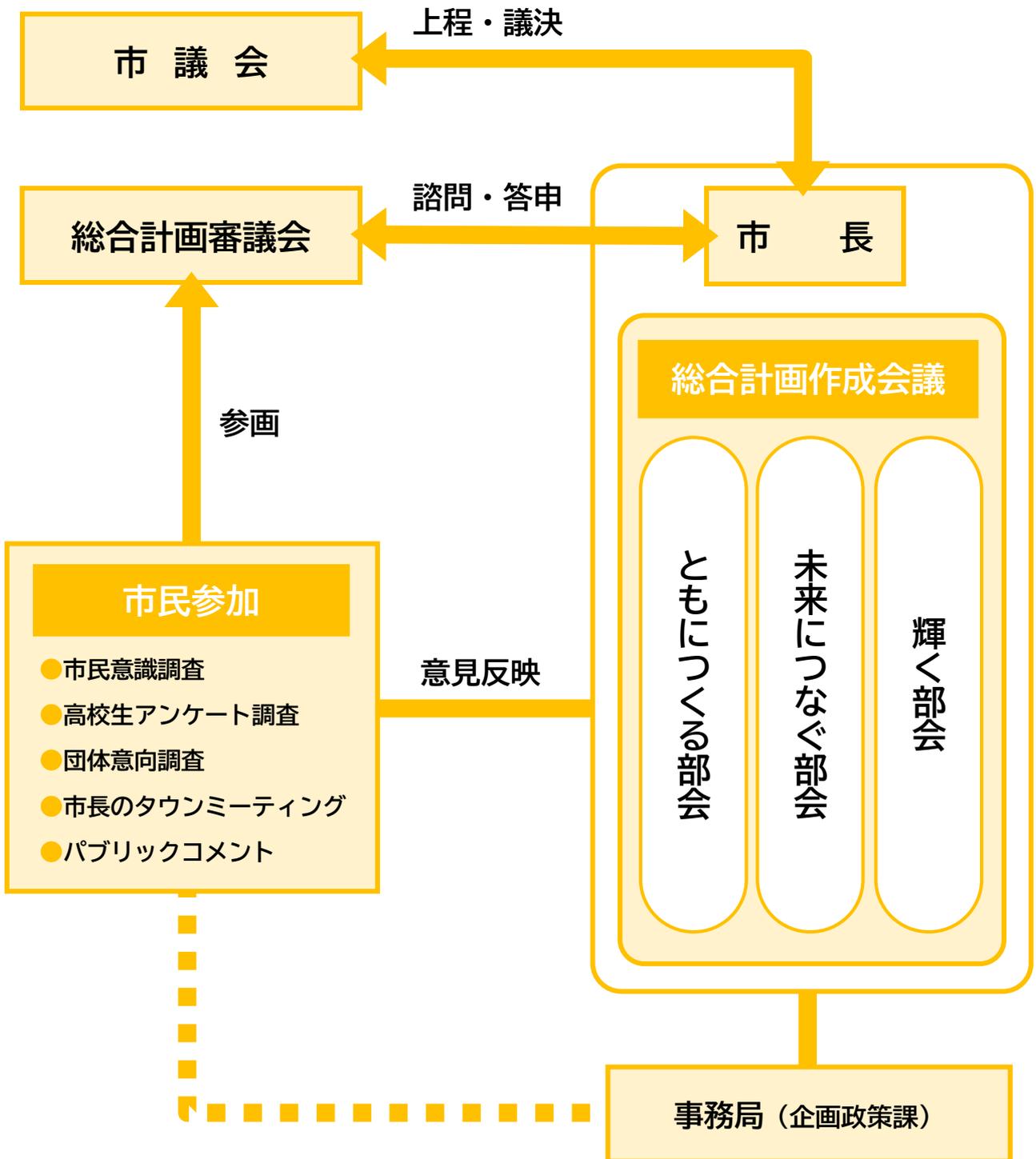
1 第12次（後期）基本計画策定経過

1 策定経過

日程	会議種別	内容
令和6年度		
8月28日	第1回作成会議	基本計画策定方針、市民意識調査票案検討
9月20日	第1回審議会	委員委嘱、基本構想及び異本計画諮問 基本計画策定方針、市民意識調査票案検討
10月18日～ 11月14日	市民意識調査	市の施策に対する評価及び重点的に取り組むべき事項
10月30日	第2回作成会議	計画及び成果指標の評価、団体調査検討
11月26日	第2回審議会	計画及び成果指標の評価、団体調査検討
1月15日～ 1月30日	団体意向調査	市の取組に関する意向調査
2月12日	第3回作成会議	市民意識調査結果報告、団体調査結果報告 高校生アンケート調査票案検討
2月27日	第3回審議会	市民意識調査結果報告、団体調査結果報告 高校生アンケート調査票案検討
2月21日～ 3月21日	高校生アンケート	将来の定住意向及びまちづくりに関する調査
令和7年度		
5月29日	第1回人口対策本部会議	人口ビジョン改訂案、後期基本計画施策体系検討
6月20日	第2回人口対策本部会議	人口ビジョン改訂案検討
6月25日	第4回作成会議	後期基本計画案検討
7月23日	第5回作成会議	序論及び基本構想案検討
8月19日	第4回審議会	基本構想諮問、序論及び基本構想案検討
8月28日	第6回作成会議	基本計画案及び重点施策検討
9月1日	市議会全員協議会説明	基本構想改訂案提出
9月3日～ 10月6日	パブリックコメント	基本構想改訂案パブリックコメント
10月9日～ 10月21日	タウンミーティング (計4回)	第5次魚津市総合計画第12次基本計画について

日程	会議種別	内容
10月16日	第7回作成会議	基本構想改訂案最終確認 後期重点施策及び総合戦略、後期基本計画案検討
11月6日	第5回審議会	基本構想改訂案答申 後期基本計画案検討
12月2日	市議会全員協議会	後期基本計画案説明
12月19日	市議会12月定例会	基本構想改訂案議決
11月20日 ～12月25日	パブリックコメント	後期基本計画案パブリックコメント
1月8日	第8回作成会議	後期基本計画案最終確認
2月16日	第6回審議会	後期基本計画案答申

2 策定体制図



2 第5次魚津市総合計画審議会・作成会議

1 基本構想及び基本計画 諮問

企第440号

令和6年9月20日

魚津市総合計画審議会会長 様

魚津市長 村椿 晃

第5次魚津市総合計画第12次基本計画（案）の諮問について

魚津市総合計画審議会条例（昭和46年魚津市条例第2号）第1条の規定により、
下記について、調査審議のうえ、答申くださいますよう諮問いたします。

記

第5次魚津市総合計画第12次基本計画（案）

企第314号

令和7年8月19日

魚津市総合計画審議会会長
前澤 宏一 様

魚津市長 村椿 晃

第5次魚津市総合計画基本構想（改訂案）の諮問について

魚津市総合計画審議会条例（昭和46年魚津市条例第2号）第1条の規定により、
下記について、調査審議のうえ、答申くださいますよう諮問いたします。

記

第5次魚津市総合計画基本構想（改訂案）

2 基本構想 答申

令和7年11月6日

魚津市長 村椿 晃 様

魚津市総合計画審議会
会長 前澤 宏一

第5次魚津市総合計画基本構想改訂案の答申について

令和7年8月19日付け企第314号で諮問のありました件については、慎重に審議した結果、別添の第5次魚津市総合計画基本構想の改訂を妥当であるものとして答申いたします。

なお、本構想の推進にあたっては、改訂の趣旨、内容等を広く市民に周知するとともに、審議過程において出された下記の意見に十分配慮願います。

記

- 1 人口減少の進行を少しでも緩和する観点と、人口減少社会に適応する観点の双方から、持続可能なまちづくりを推進していただきたい。特に、魚津市独自の魅力を高めることで若い世代や子育て世代の定住を促進するとともに、人口が減少しても市民が安心して暮らし続けられるよう、生活に必要な公共サービスや社会インフラを維持できる環境整備の推進を図っていただきたい。
- 2 国の「地方創生2.0基本構想」の理念を取り入れ、AIやデジタル技術などの新技術を積極的に活用して、地域経済の活性化の実現を目指していただきたい。また、単なる技術導入にとどまらず、行政サービスのDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、市民の利便性向上と行政の効率化を実効性のある形で実現していただきたい。
- 3 魚津市が有する豊かな自然や歴史・文化などの地域資源を最大限に活用し、交流人口の拡大や地域コミュニティの活性化を図ることで、市民の活力と地域の豊かさを維持・向上していただきたい。

- 4 妊娠・出産から子育てまで一貫した支援を推進するとともに、学校教育の質の向上を図ることで、子どもたちを地域全体で育む環境を整備していただきたい。
- 5 行政だけでなく、市民や民間事業者、地域団体など多様な主体との連携・協働を一層強化し、誰もがまちの未来を自ら描けるような「共創」の仕組みづくりを進めていただきたい。
- 6 将来的な財政負担の増大に備え、限られた財源を効果的に配分するための徹底した行財政改革による適正化を図り、持続可能なまちづくりの基盤となる健全な財政運営を推進していただきたい。

3 基本計画 答申

基本計画 答申

4

魚津市総合計画審議会委員名簿

	所属等	氏名	備考
1	魚津商工会議所	秋本 すみ子	
2	魚津市文化協会	朝野 明美	
3	株式会社新川インフォメーションセンター	大澤 千晶	
4	魚津市農業協同組合	大澤 ますみ	
5	社会福祉法人魚津市社会福祉協議会	柿本 尚子	
6	富山県新川厚生センター魚津支所	河村 瑞穂	
7	魚津観光まちづくり株式会社	近藤 史彦	R6 高野 剛 (魚津市観光協会)
8	富山県男女共同参画推進員魚津市連絡会	佐々木 淳	
9	公益財団法人魚津市スポーツ協会	島津 豊	
10	魚津市銀行会	末上 聡	R6 高田 哉史
11	公益社団法人新川青年会議所	武隈 大和	R6 大坪 雄兵
12	新川森林組合	中野 健	
13	魚津漁業協同組合	中村 好成	
14	魚津市自治振興会連合会	野村 博	R6 伊藤 甚宰
15	公募	濱元 克吉	
16	魚津市医師会	平野 八州男	
17	魚津市PTA連合会	廣瀬 伸吾	R6 慶伊 成彦
18	北陸職業能力開発大学校	前澤 宏一	会長
19	魚津市自主防災組織連絡会	山本 光成	
20	連合富山新川地域協議会	横田 雄治	
21	公募	若林 良介	

(五十音順、敬称略)

5 魚津市総合計画審議会条例（昭和46年4月1日条例第2号）

（設置及び所掌事務）

第1条 魚津市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに即した基本計画に関し、市長の諮問に応じて必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、魚津市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）学識経験のある者
- （2）関係行政機関の職員
- （3）関係諸団体の役職員
- （4）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 審議会に、会長を置き、委員のうちから互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条 審議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 魚津市総合振興計画審議会設置条例（昭和28年魚津市条例第19号）及び魚津市建設審議会条例（昭和32年魚津市条例第11号）は、廃止する。

附 則（昭和48年6月21日条例第34号）

この条例は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第1号）

この条例は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成14年12月19日条例第33号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（目的）

第1条 この規程は、魚津市総合計画作成会議（以下「計画作成会議」という。）の所掌事務、組織及び運営を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、「総合計画」とは、魚津市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに即した基本計画をいう。

（所掌事務）

第3条 計画作成会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 総合計画案を作成すること。
- （2） 総合計画を推進すること。
- （3） 総合計画の実施に関し、実施機関相互の連絡調整を図ること。

（組織）

第4条 計画作成会議は、座長、副座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は副市長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副座長は教育長をもって充て、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、各部長、上下水道局長、教育委員会事務局長、議会事務局長、会計管理者、各次長、地域協働課長、総務課長、財政課長、社会福祉課長、こども課長、生活環境課長、商工観光課長、建設課長及び生涯学習・スポーツ課長をもって充てる。

（会議）

第5条 計画作成会議は、座長が招集する。

- 2 計画作成会議は、構成員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（計画作成会議の庶務）

第6条 計画作成会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

（部会）

第7条 計画作成会議に、総合計画案に関し必要な事項を部門別に調査審議するため、次の各号に掲げる部会を置く。

- （1） ともにつくる部会
 - （2） 未来につなぐ部会
 - （3） 輝く部会
- 2 前項の部会の構成員は、市職員の中から座長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、座長の指名する者がこれに当たる。
 - 4 部会長は、部会を統括する。
 - 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

（部会の報告）

第8条 部会が、その部門に属する事項の調査又は審議を終わったときは、その結果について報告書を作成し、部会長から座長に提出しなければならない。

（細則）

第9条 この規程に定めるもののほか、計画作成会議の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成15年3月20日訓令第1号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月30日訓令第2号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成16年7月1日訓令第3号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成17年4月1日訓令第4号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成19年3月19日訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月17日訓令第1号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月10日訓令第4号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成22年11月10日訓令第5号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日訓令第4号）

この訓令は、平成25年3月31日から施行する。

附 則（令和2年8月28日訓令第3号）

この訓令は、公表の日から施行し、令和2年8月18日から適用する。

附 則（令和3年3月31日訓令第4号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓令第2号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

3 魚津市個別計画

1 個別計画一覧

計画名	期間	担当課
魚津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和8年改訂版）	R8～R42	企画政策課
第3期魚津市まち・ひと・しごと創生総合戦略	R8～R12	企画政策課
第2次魚津市DX推進計画	R8～	情報広報課
魚津市男女共同参画プラン（第5次）	R8～R12	地域協働課
魚津市公共施設再編方針	H26～	総務課
第7次魚津市行財政改革大綱	R7～R11	総務課
魚津市行財政改革集中プラン	R7～R11	総務課
第7次魚津市定員管理計画	R7～R11	総務課
魚津市地域防災計画	H21～	総務課
魚津市国民保護計画	H23～	総務課
魚津市災害時要援護者避難支援プラン	H22～	総務課
魚津市津波避難基本計画	H24～	総務課
魚津市避難所運営マニュアル作成指針	R2～	総務課
魚津市公共施設等総合管理計画	H27～	総務課
魚津市中期財政計画	毎年策定	財政課
魚津市新庁舎整備基本構想	R6～	財政課
魚津市新庁舎整備基本計画	R7～	財政課
第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画	R6～R11	市民課
魚津市国民健康保険事業計画	毎年策定	市民課
第4次魚津市地域福祉計画	R4～R8	社会福祉課
魚津市障がい者基本計画（第5次）	R7～R12	社会福祉課
魚津市高齢者保健福祉計画・第9期魚津市介護保険事業計画	R6～R8	社会福祉課
第7期魚津市障がい福祉計画・第3期魚津市障がい児福祉計画	R6～R8	社会福祉課
第2期いのち支える魚津市自殺対策行動計画	R6～R10	社会福祉課
魚津市こども計画	R8～R11	こども課
魚津市災害廃棄物処理計画	H26～	生活環境課
魚津市容器包装廃棄物分別収集計画	R8～R12	生活環境課
魚津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	R8～R17	生活環境課
第5次地球温暖化防止魚津市役所実行計画	R8～R12	生活環境課
魚津市環境基本計画	R3～R12	生活環境課

計画名	期間	担当課
生物多様性うおづ戦略	H26～	生活環境課
魚津市健康増進プラン	R8～R18	健康センター
第3次魚津市観光振興計画	R4～R8	商工観光課
魚津市田園環境整備マスタープラン	R2～	農林水産課
魚津市森林整備計画（魚津市森づくりプラン）	R4～R13	農林水産課
魚津市酪農・肉用牛生産近代化計画	R2～R12	農林水産課
魚津農業振興地域整備計画書	H26～	農林水産課
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	R5～	農林水産課
第2期魚津市6次産業化等推進戦略	R7～R11	農林水産課
魚津市鳥獣被害防止計画	R8～R10	農林水産課
魚津市3港将来ビジョン・周辺エリア活性化計画	R4～R30	農林水産課
社会資本総合整備計画	R4～R8	建設課
魚津市橋梁長寿命化修繕計画	H24～R10	建設課
緊急浸水対策計画	H27～	建設課
魚津市国土強靱化地域計画	R3～	建設課
魚津市幹線道路網計画	R6～R15	建設課
魚津市耐震改修促進計画	R8～R18	都市計画課
魚津市都市景観形成ガイドプラン	H5～	都市計画課
緑の基本計画	R2～R22	都市計画課
魚津市パークマネジメント基本方針	R1～	都市計画課
魚津市公園施設長寿命化計画	R6～R15	都市計画課
魚津市都市マスタープラン	H29～R18	都市計画課
魚津市立地適正化計画	R2～R22	都市計画課
魚津駅・新魚津駅周辺まちづくり基本構想	R2～	都市計画課
第3次魚津市空家等対策計画	R8～R12	都市計画課
魚津市空間デザイン指針	R4～	都市計画課
魚津市空間デザイン計画	R5～	都市計画課
魚津市地域公共交通計画	R4～R8	都市計画課
魚津市水道事業経営戦略	R7～R16	上下水道課
魚津市水道事業新水道ビジョン	R4～R13	上下水道課
魚津市水道事業 水安全計画	R5～	上下水道課
魚津市下水道事業経営戦略	R7～R16	上下水道課
魚津市公共下水道事業計画	R7～R12	上下水道課
魚津市特定環境保全公共下水道事業計画	R7～R12	上下水道課
魚津市公共下水道BCP（業務継続計画）	H27～	上下水道課
魚津市公共下水道事業ストックマネジメント計画	R6～R11	上下水道課

計画名	期間	担当課
魚津市学校規模適正化推進計画	H26～	教育総務課
第3期魚津市教育振興基本計画	R8～R12	教育総務課
第3期魚津市食育推進計画	R6～R10	教育総務課
第3次魚津市子ども読書活動推進計画	R5～R9	教育総務課
魚津市いじめ防止基本方針	H26～	教育総務課
魚津市小中学校通学安全プラン	R5～R9	教育総務課
魚津市学校施設長寿命化計画	R3～R12	教育総務課
魚津市スポーツ施設長寿命化計画	R4～R13	生涯学習・スポーツ課

担当課は、令和8年3月時点のものを掲載しています。